

埋蔵文化財試掘調査報告 35

令和 4 年度 香川県内遺跡発掘調査

2023 .11

香川県教育委員会

例 言

- 1 本書は香川県教育委員会が令和4年度国庫補助事業として実施した香川県内遺跡発掘調査事業のうち、開発計画との調整に係る埋蔵文化財の範囲確認等調査の概要について、令和4年度国庫補助事業として実施している香川県内遺跡発掘調査事業において作成したものである。
- 2 調査対象は、国道事業、県道事業、県事業、県農政事業、旧公団事業である。
- 3 調査は香川県教育委員会が調査主体になり、香川県埋蔵文化財センターが担当した。
- 4 本書の編集は香川県埋蔵文化財センターが担当した。
- 5 本書の挿図の一部には、国土交通省国土地理院の2万5千分の1地形図及び5万分の1地形図を使用した。
- 6 調査にあたっては、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所、県土木部道路課、中讃土木事務所、県土木部都市計画課、高松土木事務所、県農政水産部農村整備課、県農政水産部土地改良課、中讃土地改良事務所、西讃土地改良事務所、西日本高速道路株式会社四国支社香川高速道路事務所、県内各市町教育委員会、その他地元関係各位の協力を得た。

目 次

第1章 令和4年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯	1
第2章 国道バイパス建設予定地内の調査	
(1) はじめに	4
(2) 調査の概要	
国道11号大内白鳥バイパス建設（4工区）	4
国道11号豊中観音寺間拡幅工事	14
国道438号道路整備事業（綾歌工区）	18
第3章 県道建設予定地内の調査	
(1) はじめに	22
(2) 調査の概要	
県道鴨川停車場五色台線道路改修工事（高屋工区）	22
都市計画道路事業錦町国分寺綾南線改修工事	25
第4章 県事業予定地内の調査	
(1) はじめに	29
(2) 調査の概要	
鴨田川河川改修工事	29
第5章 県営農政事業予定地内の調査	
(1) はじめに	33
(2) 調査の概要	
経営体育成基盤整備事業（羽床下地区）	33
経営体育成基盤整備事業（下高野地区）	36
第6章 旧公団（西日本高速道路株式会社）事業予定地内の調査	
(1) はじめに	41
(2) 調査の概要	
高松自動車道観音寺スマートインターチェンジ建設	41

第1章 令和4年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯

香川県教育委員会（以下、「県教委」という）は、国民共有の貴重な文化遺産である埋蔵文化財の適切な保護を図るため、昭和58年度以来、35回にわたり国庫補助事業として遺跡詳細分布調査および遺跡発掘調査を実施してきた。

昭和61年度から開始した遺跡詳細分布調査は、昭和63年度以降、県道建設事業や県営ほ場整備事業を調査対象に加え、平成5年度以降はさらにその他の県事業も加えて、国・県主体の開発事業に伴う、適切な埋蔵文化財の把握と保護に努めてきた。平成7年度には整備が急がれていた四国横断自動車道（津田一引田間）建設予定地内の分布調査を実施し、広大な大型事業にも随時対応を図っている。

さらに平成8年度には、県内全域の埋蔵文化財を対象として、種々の開発事業に対する事前の調整を図ることを主眼に置き、事業名を「香川県内遺跡発掘調査事業」に変更し、継続して分布・試掘調査を中心に事業を遂行している。

令和4年度は従前の調査方法を踏襲し、国道事業、県道事業、県事業、県農政事業及び旧公団事業予定地を対象として事業を実施した。前年度末に国・県等の事業課に今後3年間（令和4～6年度）の事業計画を照会し、回答のあった事業に対して遺跡地図と照合した結果を表1のとおり回答した。その後、回答結果に基づいて関係各課と協議を重ねながら、必要なものについて分布・試掘調査等を実施し、事業実施前に埋蔵文化財の保護に係る必要な協議資料を得てきたものである。

事業実施機関は香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課で、令和4年度の体制は下記のとおりである。香川県埋蔵文化財センターが関係各課との協議、分布・試掘調査等を担当した。

香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課

総括	課長	荻原絢嗣
	副課長	佐藤竜馬
文化財	課長補佐（事務取扱）	佐藤竜馬
グループ	主任文化財専門員	森下英治
	文化財専門員	宮崎哲治

香川県埋蔵文化財センター

総括	所長	高原 康
	次長兼総務課長	北山健一郎
	兼調査課長	
調査課	課長（兼務）	北山健一郎
	主任技師	益崎卓己

表1 工事件数と埋蔵文化財取扱いの推移

年度	回 答						合計
	史A	A	B	C	D	E・不明	
平成23年度	10	36	91	45	314	0	496
平成24年度	9	42	96	30	411	0	588
平成25年度	5	47	101	35	460	0	648
平成26年度	9	46	106	40	534	0	735
平成27年度	9	44	103	36	538	0	730
平成28年度	6	34	68	14	581	13(不明)	716
平成29年度	7	33	56	25	552	0	673
平成30年度	8	27	128	72	468	0	703
令和元年度	5	38	103	61	700	0	907
令和2年度	10	45	168	120	774	3(E)	1120
令和3年度	10	57	150	58	856	2(E)	1133
令和4年度	17	32	90	60	640	1(E)	840

(参考：回答内容)

区分	埋蔵文化財包蔵状況及びその取扱い要領
史A	事業予定地は史跡・名勝・天然記念物指定地内に含まれるため、現状変更許可が必要です。については、事前にその取扱いについて当課と協議願います。
A	事業予定地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しているため、事業実施前のできるだけ早い段階で、その取扱いについて当課と協議願います。
B	事業予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地と近接しているため、事前に当課が当該地の分布調査等を実施しますのでご協力ください。
C	事業予定地及びその周辺に埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が広大であるため、事前に当課が当該地の分布調査等を実施しますのでご協力ください。
D	事業予定地及びその周辺に埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、工事実施中に出土品の出土等により新たに遺跡と認められるものを発見した場合には、文化財保護法第97条第1項の規定による遺跡発見通知を当該市町教育委員会に提出するとともに、その取扱いについて当課と協議願います。
E	事業予定地に日本遺産の構成要素が所在するため、事前に事業予定地の市町教育委員会に連絡し、その取扱いについて協議願います。

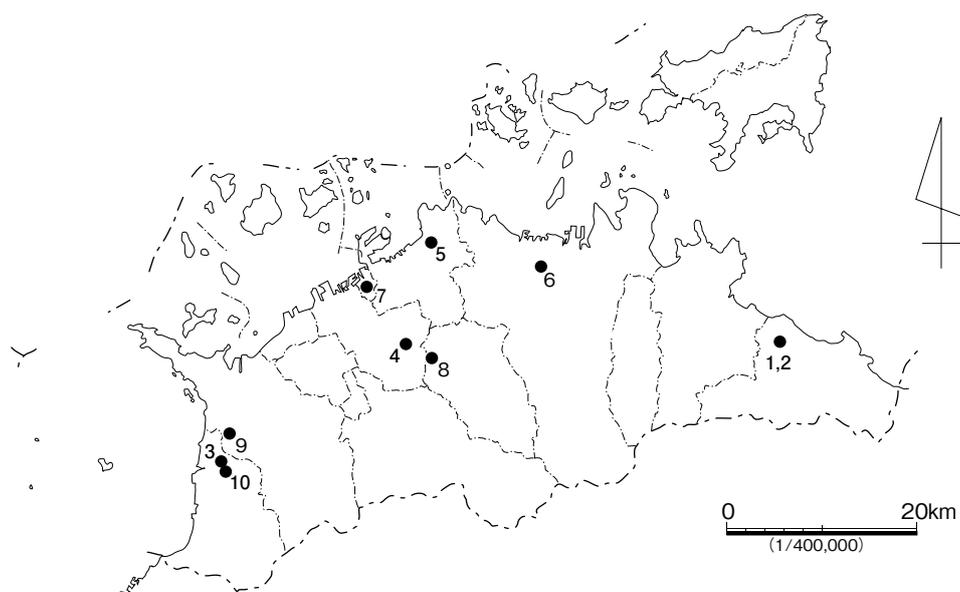


図1 調査地位置図(番号は表2に対応する)

表2 香川県内遺跡発掘調査総括表

事業区分	番号	事業名	所在地	調査期間		面積 (㎡)	確認内容			
				分布調査	試掘調査		遺跡名	種別	時代	保護措置
国道事業	1	国道11号大内白鳥バイパス 建設(4工区)	東かがわ市土居・小砂	2022.5.10	2022.5.19~5.25	114.6	小砂大木遺跡	集落	中世	包蔵地確認 記録保存予定
	2			2022.9.21 2022.11.14	2022.11.21~11.24	16.2	大木南遺跡	集落	中世	包蔵地確認 記録保存予定
	3	国道11号豊中観音寺間拡幅 工事	観音寺市吉岡町	2022.5.31	2022.6.6~6.7	55.4	—	—	—	包蔵地確認されず
	4	国道438号道路整備事業(綾 歌工区)	丸亀市綾歌町岡田東	2022.5.27	2022.6.1~6.2	56.1	岡田東下土居遺跡	集落	古墳	包蔵地確認 記録保存予定
県道事業	5	県道鴨川停車場五色台線道 路改修工事(高屋工区)	坂出市高屋町	2022.8.10	2022.9.5~9.9	65.2	—	—	—	包蔵地確認されず
	6	都市計画道路事業錦町国分寺 綾南線改修工事	高松市宮脇町	2022.11.4 2022.12.14	2022.12.22	24.9	—	—	—	包蔵地確認されず
県事業	7	鴨田川河川改修工事	綾歌郡宇多津町中村	2022.10.13 2023.1.11	2023.1.18~1.26	222.4	—	—	—	包蔵地確認されず
県農政事業	8	経営体育成基盤整備事業 (羽床下地区)	綾歌郡綾川町羽床下	2022.8.10	2022.8.22~8.26	92.7	—	—	—	包蔵地確認されず
	9	経営体育成基盤整備事業 (下高野地区)	三豊市豊中町下高野	2022.10.14 2022.10.18	2022.10.24~11.1	448.4	—	—	—	包蔵地確認されず
旧公団事業	10	高松自動車道 観音寺スマー トインターチェンジ建設	観音寺市古川町	2022.9.20	2022.9.26~9.30	201.4	—	—	—	包蔵地確認されず

第2章 国道バイパス建設予定地内の調査

(1) はじめに

国道バイパス建設に伴う埋蔵文化財の保護については、これまで県教委と国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所及び県土木部道路課（各土木事務所含む）との間で適宜協議を行い、その適切な保護に努めてきた。令和4年度には国道11号大内白鳥バイパス建設および国道11号豊中観音寺間拡幅工事、国道438号道路整備事業について本格的な協議を行い、東かがわ市・観音寺市・丸亀市で試掘調査を実施した。

(2) 調査の概要

国道11号大内白鳥バイパス建設（4工区）

<土居・小砂地区>

(対象地の状況)

調査地は東かがわ市北西部の土居地区・小砂地区に位置し、東側を北山、西側を鶴羽山に挟まれた谷地である。周辺での埋蔵文化財の調査事例は少ないが、小砂地区では、令和2年度に行われた本事業に伴う試掘調査により、弥生時代前期から中期前半と推定される柱穴・土坑が確認されており、「小砂大木遺跡」として周知されている。そのほか、土居地区の玉ノ池川南岸には、「土居館」と呼ばれる中世城館の伝承が残り、周辺には凝灰岩製の五輪塔などが点在する。

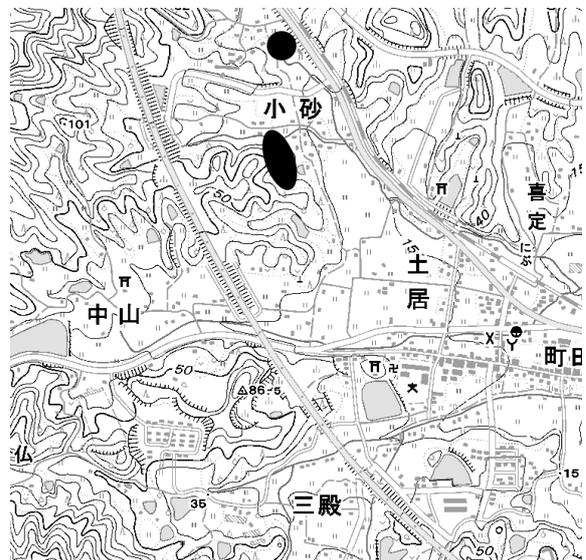


図2 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 讃岐津田の一部に加筆

(調査の結果)

今回の調査は、国道11号大内白鳥バイパス建設予定地のうち用地買収が完了し山林伐開が完了した地点を対象とし、計12か所のトレンチを設定した。また、一部の丘陵斜面で分布調査を実施した。

・ 試掘調査

1～3トレンチは、「小砂大木遺跡」の西に隣接する水田に設定した。3トレンチともに基本層序は共通しており、現代耕作土・床土の下は、褐灰色シルト混じり細粒砂（3層）・灰黄褐色シルト～細粒砂（5層）・浅黄色粘質土（6層）となる。地山と考えられる6層は、北及び東方向に緩やかに傾斜して下がり、その傾斜を埋めるように4層及び5層が堆積する。4層は近世の陶器片を、5層は13世紀前後の土師質土器片・須恵器片を含む遺物包含層である。

遺構は3トレンチ南半に集中しており、溝3、柱穴1、土坑1を検出した。いずれも5層上面から掘り込まれる。埋土中からの出土遺物は少なく詳細な時期は特定できないが、SK01からは近世前半の陶器片が出土しており、これに切られるSD02・SD03は中世の遺構である可能性が高い。

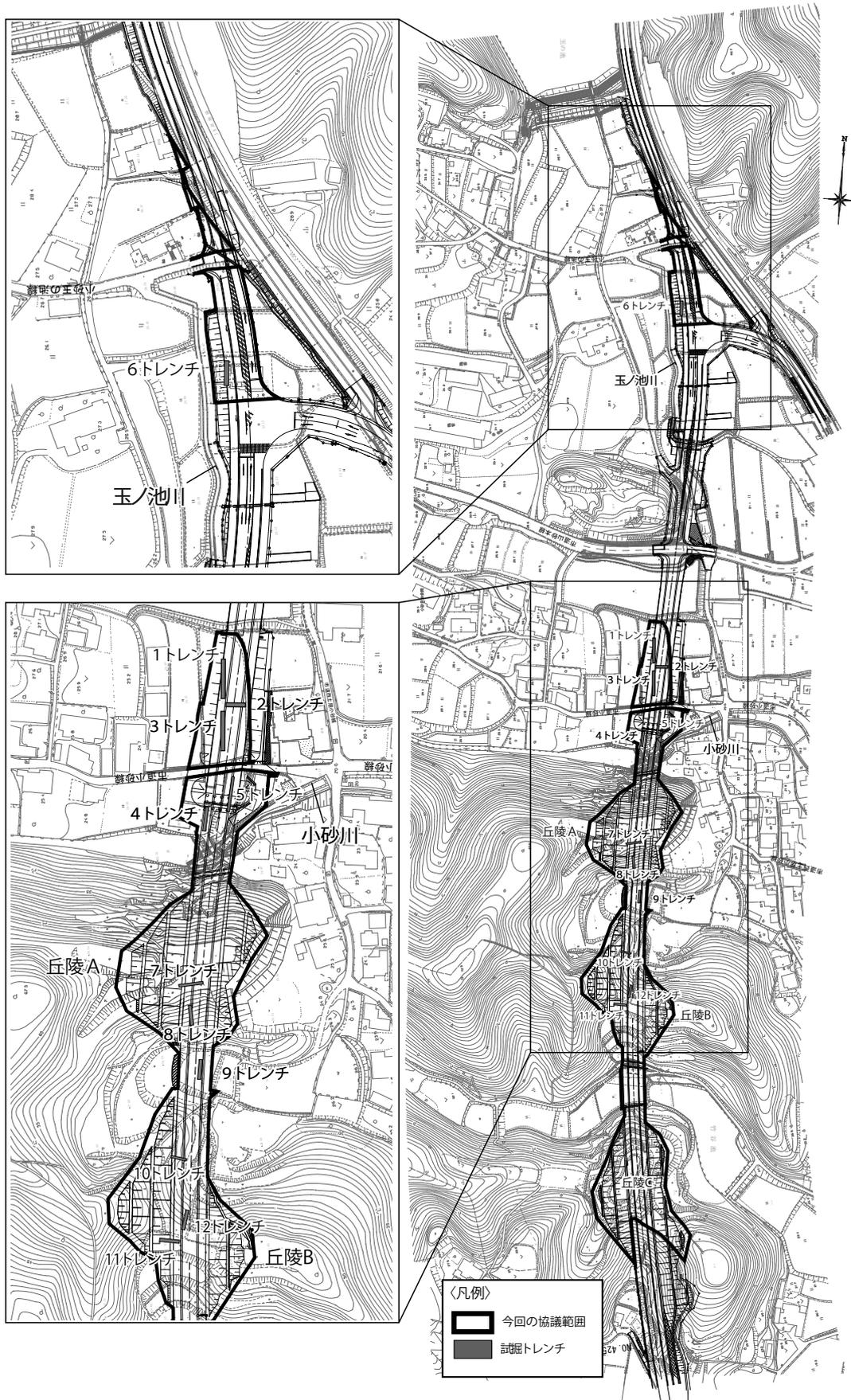


図3 国道11号大内白鳥バイパス建設(4工区)土居・小砂地区トレンチ配置図

表3 国道11号大内白鳥バイパス建設(4工区)土居・小砂地区トレンチ一覧

番号	規模(m)幅 ×長さ	面積(m ²)	遺構	遺物	所見
1	1.3×18.0	23.4	なし	土師質土器片 須恵器片 土器細片	現代耕作土・床土の直下には褐灰色シルト混じり細粒砂(3層)があり、その下の現地表面下40~50cmから、厚さ15cm前後の灰黄褐色シルト~細粒砂(5層)が堆積する。層中に中世の土器片を包含する。この層の直下で浅黄色粘質土の地山(6層)となる。
2	1.3×9.5	12.35	なし	土師質土器片 須恵器片 陶器片 土器細片	現代耕作土・床土の直下には褐灰色シルト混じり細粒砂(3層)があり、その下の現地表面下40~50cmから、厚さ10cm前後の灰色シルト混じり細粒砂(4層)、厚さ20cm前後の灰黄褐色シルト~細粒砂(5層)が堆積する。4層は近世の、5層は中世の土器片を包含する。この層の直下では、トレンチ西半で浅黄色粘質土の地山(6層)、東半では灰白色細粒砂~中粒砂(7層)となる。
3	1.3×20.7	26.91	溝3 土坑1 柱穴1	土師質土器片 須恵器片 陶器片 土器細片	現代耕作土・床土の直下には褐灰色シルト混じり細粒砂(3層)があり、その下の現地表面下40~50cmから、厚さ15cm前後の灰黄褐色シルト~細粒砂(5層)が堆積する。層中に中世の土器片を包含する。遺構はいずれも、5層上面から掘り込まれる。この層の直下で浅黄色粘質土の地山(6層)となる。
4	1.1×9.6	10.56	溝3 性格不明遺構1	なし	造成土・旧耕作土・床土の直下には、1~3トレンチ3層と類似した灰黄褐色シルト混じり細粒砂(4層)が堆積する。その下の現地表面下50cm前後から、トレンチ北半では厚さ10cm程度の褐灰色シルト混じり細粒砂(5層)、南半では黄灰色シルト~細粒砂が堆積する。遺構はいずれも、5層上面または6層上面で検出した。6層直下には、トレンチ全面で、2トレンチ7層と類似した灰白色細粒砂~中粒砂が認められる。
5	1.2×13.8	16.56	自然流路1	土器片1	現代耕作土・床土・造成土の直下には、1~3トレンチ3層と類似した灰黄褐色シルト混じり細粒砂(4層)が堆積する。4層上面で自然流路を検出した。流路内埋土より、土器小片1点が出土した。4層直下には、シルト混じり細粒砂(5・6層)、細粒砂混じりシルト(7層)、シルト(8層)が順に堆積する。
6	1.2×9.2	11.04	なし	なし	トレンチ南半には、厚さ2.5m以上にわたって造成土が認められる。トレンチ北端では、厚さ1.2~1.5mの造成土直下に灰黄褐色シルト混じり細粒砂(3層)が堆積し、その下には褐灰色細粒砂~中粒砂(4層)が認められる。
7	0.7×7.0	4.9	なし	土師質土器片1	厚さ10cmほどの表土(腐葉土)の直下で、花崗岩バイラン土の地山となる。トレンチ東半では、地山直上に炭化物細片が点在する。
8	0.5×3.8	1.9	なし	なし	厚さ10cmほどの表土(腐葉土)の直下で、花崗岩バイラン土の地山となる。
9	0.5×4.0	2	なし	なし	現代耕作土・床土の直下には、灰黄色シルト混じり細粒砂(3層)が堆積し、その下には中粒砂~粗粒砂(4~5層)となる。
10	0.5×2.7	1.35	なし	なし	表土(腐葉土)の下には、斜面上方からの崩落土と考えられるシルト混じり細粒砂、細粒砂(2~4層)が二次堆積する。これらの下は、花崗岩バイラン土の地山となる。
11	0.5×4.5	2.25	なし	なし	厚さ10cmほどの表土(腐葉土)の直下には、旧耕作土と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂(2層)が堆積する。2層の直下は、花崗岩バイラン土の地山となる。
12	0.5×2.8	1.4	なし	なし	厚さ5~10cmほどの表土(腐葉土)の直下で、花崗岩バイラン土の地山となる。

4トレンチは、1~3トレンチの南に隣接する宅地内に設定した。現地表面のレベルは、1~3トレンチの水田とほぼ同一である。

土層は1~3トレンチと類似しており、現代耕作土・床土の下には灰黄褐色シルト混じり細粒砂(4層)、褐灰色シルト混じり細粒砂(5層)、黄灰色シルト~細粒砂(6層)が堆積する。6層直下には、トレンチ全面で2トレンチ7層と類似した灰白色細粒砂~中粒砂を確認した。

遺構は5層上面または6層上面から掘り込まれる溝3、性格不明遺構1を検出した。溝はいずれも東西方向に流れ、5トレンチ方向へ伸びる。遺構埋土からの遺物の出土はなく時期は不明であるが、埋土の特徴は3トレンチの遺構と類似しており、同時期の遺構と考えられる。

5トレンチは、4トレンチの宅地の東に隣接する水田に設定した。4トレンチの宅地とは3m程の

比高差があり、現地表面は「小砂大木遺跡」の所在する水田とほぼ同一である。

土層は、現代耕作土・床土の下に1～3トレンチ3層と類似した灰黄褐色シルト混じり細粒砂（4層）、シルト混じり細粒砂（5・6層）、細粒砂混じりシルト（7層）、シルト（8層）が順に堆積する。

遺構は自然流路を検出した。南西から北東方向へ蛇行しながら流れ、検出位置・流方向から小砂川の旧流路と考えられる。激しい湧水のために埋土の掘削はごく一部のみ留めたが、埋土中より土器小片1点が出土した。

6トレンチは、1～5トレンチから北に約300m離れた地点に設定した。玉ノ池川に隣接した谷底低地と考えられ、北方約200mには、「谷池」である玉ノ池が存在する。

現地表面下には造成土が厚く堆積し、トレンチ北端では造成土下に自然堆積層と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂（3層）、褐灰色細粒砂～中粒砂（4層）が堆積する。トレンチ南半では、厚さ2.5mを超えて造成土が認められるが、バックホウの掘削限界深度に到達したため、以降の掘削を断念した。

3層・4層上面で遺構は認められず遺物の出土もないが、これらの造成以前の堆積層を確認できたのはトレンチ北端のみである。本トレンチの成果だけでは、周辺に遺構・遺物が存在する可能性を否定できない。

7～12トレンチは、1～5トレンチの南方に位置する、鶴羽山から蜘蛛手状に伸びる丘陵（丘陵A・B）上・丘陵斜面に設定した。

7トレンチは、丘陵Aの頂部平坦面に設定した。土層は竹の根による攪乱が激しく判然としないが、表土（1層）直下に地山である花崗岩バイラン土（2層）が認められる。トレンチ内に明瞭な遺構は認められないものの、2層上面で土師質土器の小片が出土したほか、トレンチ東半では炭化物細片の散在が認められた。丘陵頂部という立地のため、遺物が他所から流れ込んだとは考え難く、トレンチ周辺に何らかの遺構・遺物が存在する可能性が高い。しかし、トレンチ以北は山林の伐開が完了しておらず、トレンチの拡張、追加トレンチの設定は断念した。

8トレンチは、丘陵Aの南斜面に設定した。土層は1トレンチ同様に竹の根による攪乱が激しく判然としないが、表土（1層）直下で、地山である花崗岩バイラン土（2層）となる。遺構・遺物は認められなかった。

9トレンチは、丘陵Aと丘陵Bに挟まれた小規模な谷に設定した。近隣住人によれば、数十年前まで沢水を引き込んで水田として利用していたが、沢水が枯れてからは耕作放棄地となったという。トレンチの北側には小さな沢の痕跡が認められる。

土層は現代耕作土、床土、灰黄色シルト混じり細粒砂（3層）、中粒砂～粗粒砂（4・5層）の順に堆積する。3～5層のいずれにも、遺構・遺物は認められなかった。

10トレンチは、丘陵Bの東斜面のうち、幅1mほどの小段が認められる地点に設定した。近隣住人によれば、付近はかつて果樹園として利用されていたという。

表土（腐葉土）の下には、斜面上方からの崩落土と考えられるシルト混じり細粒砂・細粒砂（2～4層）、花崗岩バイラン土の地山となる。小段を構成する3層中からはガラス片が出土しており、小段は斜面上方からの崩落土が二次堆積したものと判断した。そのほか、中世以前の遺構・遺物は認められなかった。

11トレンチは、丘陵Bの頂部平坦面に設定した。近隣住民によれば、付近は戦中から戦後にかけて

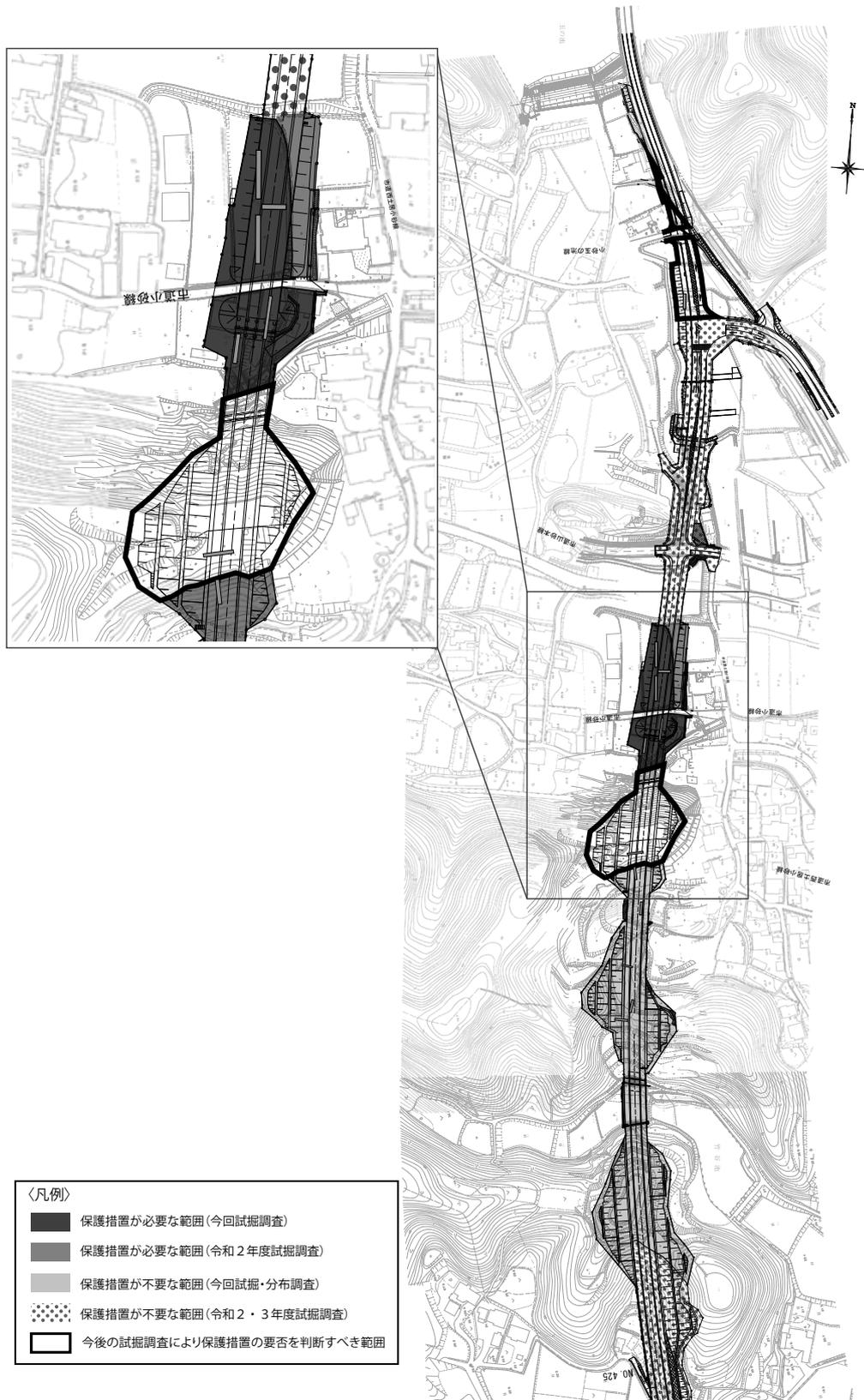


図4 国道11号大内白鳥バイパス建設(4工区)土居・小砂地区取扱い図



写真1 4トレンチ（北から）



写真2 7トレンチ（西から）



写真3 丘陵C南斜面



写真4 丘陵C北斜面

段畑として開墾された地点という。

土層は、表土（腐葉土）直下に旧耕作土と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂（2層）が堆積し、その下は、花崗岩バイラン土（3層）の地山となる。2・3層ともに、遺構・遺物は認められなかった。

12トレンチは、丘陵Bの北斜面に設定した。10トレンチ同様に、かつては果樹園として利用されていた土地という。

土層は、表土（腐葉土）の直下で花崗岩バイラン土の地山が認められ、遺構・遺物は確認できなかった。

・分布調査

丘陵B南斜面および丘陵C南北斜面を対象に、分布調査を行った。近隣住民によれば、対象地は戦中から戦後にかけて段畑として開墾されたという。

現在の地形をみても、頂部まで1～3mほどの段が無数に確認でき、開墾時に大規模な斜面の切削が行われたことがわかる。対象地内の段斜面のうち数か所を観察したが、いずれも地山と考えられる花崗岩バイラン土、花崗岩の岩盤が露出している。また、対象地内全域を踏査したが、遺構・遺物は認められなかった。

以上から、近代から現代にかけての大規模な地形改変により、対象地内で中世以前の遺構が残存する可能性は極めて低いと判断した。

(まとめ)

今回の調査では、1・2・3・4・5トレンチにおいて、中世以前と考えられる遺構・遺物を確認した。よって、上記トレンチが位置する図4に示す範囲(2,591㎡)については、隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地「小砂大木(こざれおおぎ)遺跡」の範囲に追加登録し、今後の開発工事にあたっては事前に埋蔵文化財の保護措置が必要である。

また、6・7トレンチが位置する範囲については、今回の調査成果のみでは保護措置の要否を判断しがたいことから、今後の隣接地での試掘調査成果を踏まえて要否を判断することとする。

そのほかの8・9・10・11・12トレンチが位置する範囲及び分布調査を実施した範囲については、埋蔵文化財の保護措置は不要である。

<小砂地区>

(対象地の状況)

調査地は東かがわ市北西部の小砂地区に位置し、東側を北山、西側を鶴羽山に挟まれた谷地である。周辺での埋蔵文化財の調査事例は少なく詳細は不明なもの、小砂地区では、令和2・4年度の試掘調査により、弥生時代前期から中期前半と推定される柱穴、中世以前と考えられる溝・柱穴等が確認されており、「小砂大木遺跡」として周知されている。そのほか、土居地区の玉ノ池川南岸には、「土居館」と呼ばれる中世城館の伝承が残り、周辺には凝灰岩製の五輪塔などが点在する。

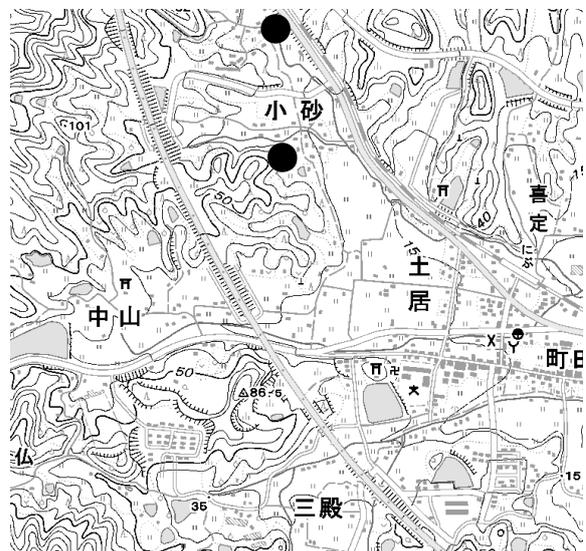


図5 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 讃岐津田の一部に加筆

(調査の結果)

今回の調査は、国道11号大内白鳥バイパス建設予定地のうち用地買収が完了した地点を対象とし、計4か所のトレンチを設定した。

なお、今回の調査地は一部が令和4年5月19日～25日に実施した分布・試掘調査の範囲と重複することから、トレンチ番号は前回からの連番とし、13～16トレンチとした。また、調査地内の丘陵の名称は、前回試掘調査時に任意で設定した名称(丘陵A～C)を用いる。

13トレンチは、鶴羽山から蜘蛛手状に伸びる丘陵Aの頂部平坦面付近に設定した。前回試掘調査で土師質土器の小片が出土した7トレンチの10mほど北側に位置する。

土層は竹の根による攪乱が激しく判然としないが、表土(腐葉土)の下は、竹・笹の根が密集しており、表土・3層が攪乱されたシルト混じり細粒砂(2層)が10cm前後認められる。2層の下は、地山と考えられる花崗岩バイラン土(3層)となる。

トレンチ内には明瞭な遺構は認められないが、3層上面で土師質土器の細片が出土した。丘陵頂部という立地から他所から流れ込んだとは考え難く、トレンチ付近で使用・廃棄されたものと考えられる。また、7トレンチと同様に、2層中・3層上面には径1cm前後の炭化物細片の散在が認められ、火を

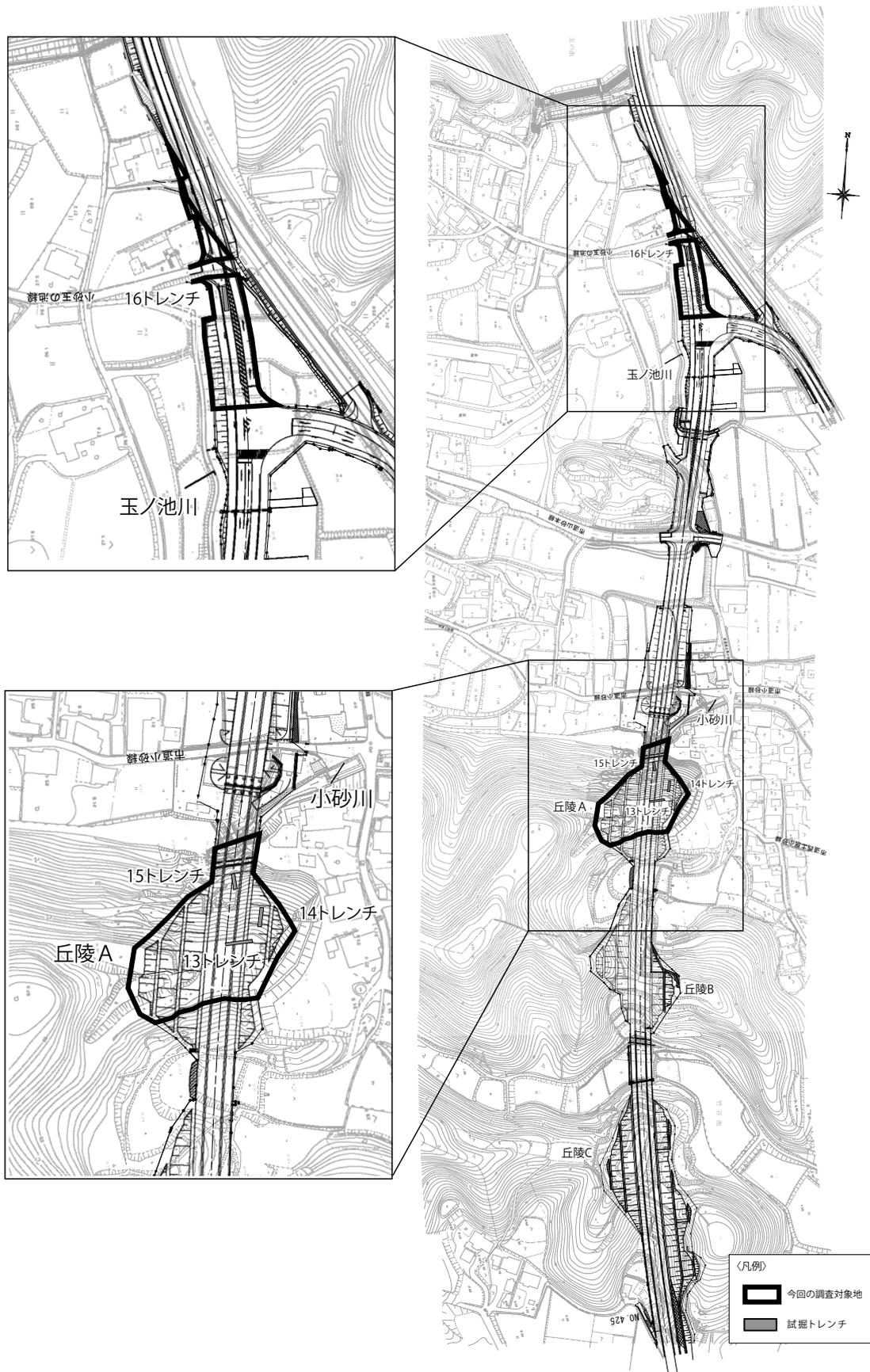


図6 国道11号大内白鳥バイパス建設(4工区)小砂地区トレンチ配置図

表4 国道11号大内白鳥バイパス建設(4工区)小砂地区トレンチ一覧

番号	規模(m) 幅×長さ	面積(m ²)	遺構	遺物	所見
13	0.7×7.5	5.25	なし	土師質土器片 炭化物細片	厚さ10cmほどの表土(腐葉土)の下は、竹・笹の根が密集しており、表土・3層が攪乱されたシルト混じり細粒砂(2層)が認められる。2層の直下は、花崗岩パイラン土の地山(3層)となる。3層直上には土師質土器と考えられる細片、炭化物細片が散在する。
14	0.7×4.5	3.15	なし	なし	厚さ10cmほどの表土(腐葉土)の直下で、花崗岩パイラン土の地山となる。遺構・遺物は認められない。
15	0.7×4.7	3.29	なし	なし	厚さ10cmほどの表土(腐葉土)の直下で、花崗岩パイラン土の地山となる。遺構・遺物は認められない。
16	0.8×5.6	4.48	なし	陶器片	現代耕作土・床土の下には、暗灰黄色～黄灰色のシルト混じり細粒砂～中粒砂(4～6層)が認められる。7層以下は、シルト・細粒砂・中粒砂が互層状に堆積しており(7～15層)、激しい湧水がある。遺構・遺物は認められなかった。



写真5 13トレンチ(東から)



写真6 13トレンチ土層

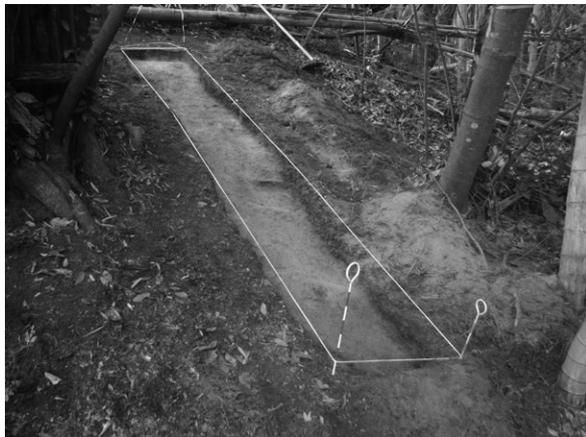


写真7 14トレンチ(北から)



写真8 16トレンチ(北から)

用いた何らかの活動が行われたと考えられる。

14・15トレンチは、丘陵Aの北斜面に設定した。斜面には、幅0.5～1mの道の痕跡が見られる。竹の繁茂と斜面の崩落により判然としないが、つづら折りに斜面を登り、13トレンチ付近の平坦面まで続いていたものと考えられる。

土層は両トレンチともに共通しており、厚さ10cmほどの表土(腐葉土)の直下で、花崗岩パイラン土の地山(3層)となる。トレンチ内に遺構は認められず、中世以前の遺物も出土しなかった。

16トレンチは、14・15トレンチから北に約300m離れた地点に設定した。東側を北山、西側を鶴羽山に挟まれた水田であり、北100mには谷池である玉ノ池が所在し、西約20mには玉ノ池川が谷底を

南へ流れる。

現代耕作土・床土の下には、暗灰黄色～黄灰色のシルト混じり細粒砂～中粒砂（4～6層）が認められる。5層中には、トレンチ東壁の一部で土管が露出しており、5・6層の土管の下には多量の竹・笹の破片が認められる。近隣住民によれば、調査地付近の水田は過去に盛土によるかさ上げ・区画整理を行っており、その工事に併せて、水田内に小砂川から玉ノ池に水を送る土管を埋設したという。トレンチ東壁の土管がその送水管と考えられ、6層以上は近代～現代の耕作土・造成土と理解できる。

7層以下は、シルト・細粒砂・中粒砂が互層状に堆積しており（7～15層）、砂層からは激しい湧水がある。14・15層には河川由来と考えられる円礫が含まれる。

遺物は6層中から近世以降の陶器細片が1点出土したのみで、中世以前の遺構・遺物は認められなかった。

（まとめ）

今回の調査では、13トレンチで中世以前の遺物が出土した。出土量は少量だが、出土地点の立地および出土状況から、付近にそのほかにも中世以前の遺構・遺物が存在すると考えられる。よって、図7に示す範囲（1,430㎡）については、周知の埋蔵文化財包蔵地「大木南（おおぎみなみ）遺跡」として新たに登載し、今後の開発工事にあたっては事前に文化財保護法に基づく保護措置が必要である。

そのほかの14・15・16トレンチが位置する範囲については、埋蔵文化財の保護措置は不要である。

国道11号豊中観音寺間拡幅工事

（対象地の状況）

調査地は観音寺市吉岡町に位置する。調査地の北500mを財田川が東西に流れ、南岸の自然堤防上には樋ノ口遺跡が所在する。国道11号豊中観音寺拡幅工事に伴い令和2年度に実施した試掘調査では、この自然堤防の西側縁辺で土坑、溝、柱穴を複数確認した。

（調査の結果）

今回の調査は、国道11号豊中観音寺拡幅工事予定地のうち用地買収が完了した地点を対象とし、計4か所のトレンチを設定して実施した。

1・2トレンチは、樋ノ口遺跡から南に300mほど離れた、国道11号沿いの自動車販売店・中華料理店跡地付近に設定した。

土層は1・2トレンチ共におおむね共通しており、厚さ0.8～1.2mほどの造成土、旧耕作土、床土の下は、グライ化したシルト～細粒砂（4・7・8層）、中粒砂～粗粒砂（5・9層）の順に堆積する。1トレンチでは、5層直下に5～10cm前後の円礫を多量に含む粗粒砂が認められる。両トレンチと



図8 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 観音寺の一部に加筆

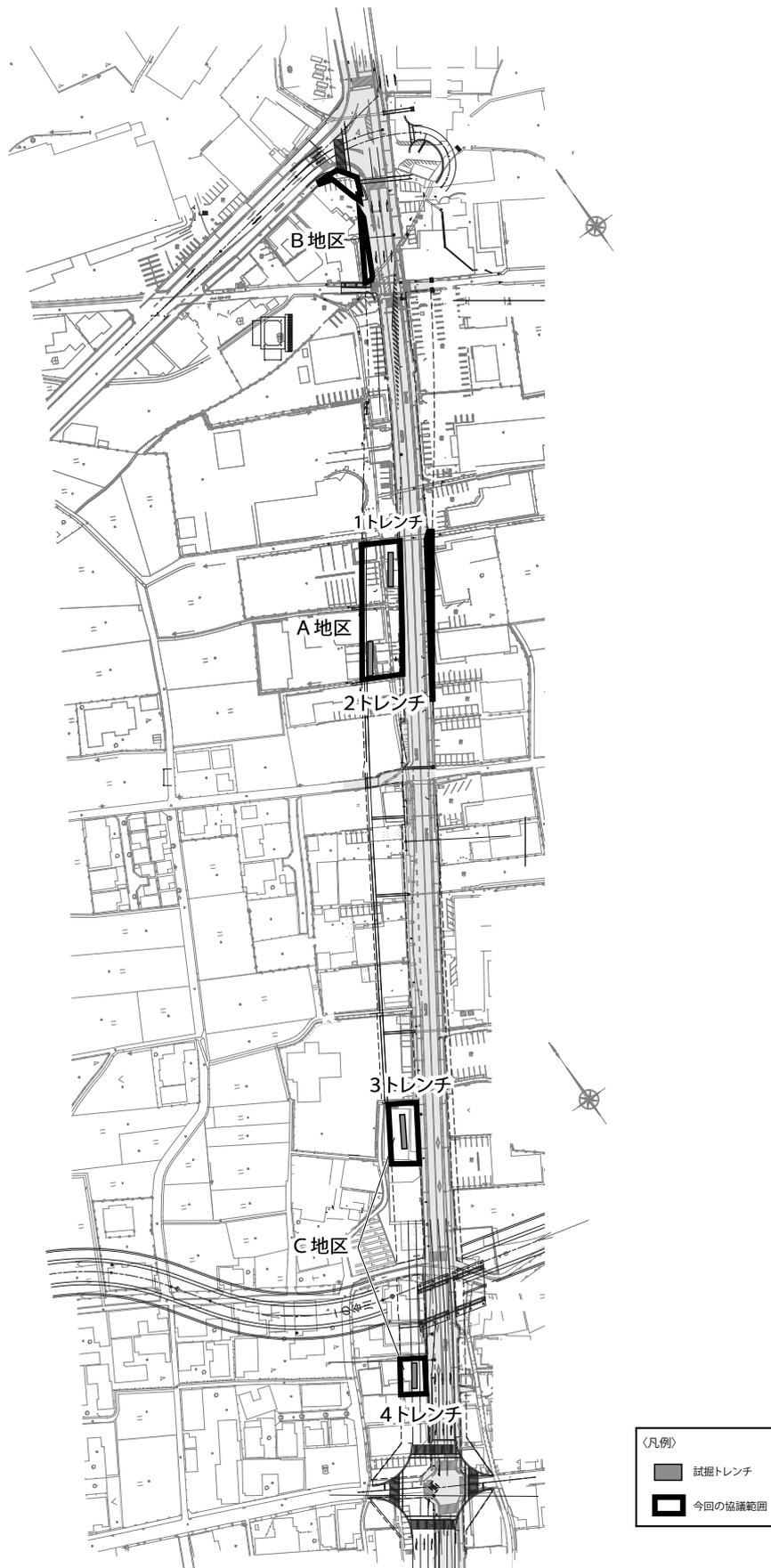


図9 国道11号豊中観音寺間拡幅工事吉岡町地区トレンチ位置図

表5 国道11号豊中観音寺間拡幅工事トレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅 ×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	1.0×7.6	7.6	なし	なし	厚さ0.8mほどの造成土、旧耕作土、床土の下には、グライ化した灰黄褐色シルト(4層)、暗灰黄色中粒砂(5層)、灰黄色粗粒砂(6層)が堆積する。5層以下では激しい湧水が認められる。
2	1.4×20.0	28	なし	なし	厚さ1.2mほどの造成土、旧耕作土、床土の下には、グライ化した灰黄色シルト混じり細粒砂(7層)、褐灰色シルト混じり細粒砂(8層)が堆積する。その直下には、1トレンチ6層と類似した灰色中粒砂～粗粒砂(9層)が堆積する。
3	1.2×10.4	12.48	なし	土器細片	厚さ1mほどの造成土、旧耕作土、床土の下には、灰黄色シルト混じり細粒砂(5層)が堆積する。層中には、指先大の土器細片を数点含む。その直下の現地表面下1.3mには、黄灰色シルト混じり細粒砂(6層)が認められる。
4	1.1×6.7	7.37	なし	土器細片	厚さ1mほどの造成土、旧耕作土、床土の下には、褐灰色シルト混じり細粒砂(4層)、その下の現地表面下1.0mには、3トレンチ6層と同質の黄灰色シルト混じり細粒砂(6層)が認められる。



写真9 1トレンチ (南西から)



写真10 4トレンチ (北東から)

もに、遺構・遺物は認められなかった。

周辺の現在の水田面の標高は、樋ノ口遺跡付近から南に向かって徐々に下がり、本大交差点南から本トレンチ付近が最も低い。また、本トレンチの西側・南側隣接地には出水が存在し、各出水からは東西方向に水路がのびる。これらと1・2トレンチの状況を合わせると、付近には東西方向に流れる旧河道が存在し、両トレンチは河道内にあたるものと考えられる。

3トレンチは、1・2トレンチから200mほど南の一の谷川北岸に位置するペットショップ跡地に設定した。

現地表面下には、厚さ1mほどの造成土が認められる。トレンチ北半部では、造成土中にコンクリートガラ、木製電柱等が複数含まれるほか、現地表面まで造成される以前の建物基礎が残されており、造成土以下の掘削を断念した。

トレンチ南半部では、造成土下に旧耕作土、床土が残り、床土の直下に灰黄色シルト混じり細粒砂(5層)が堆積する。層中には指先大の土器片を数点含むが、いずれも細片のために時期は不明である。その直下の現地表面下1.3mには、黄灰色シルト混じり細粒砂(6層)が認められる。湧水もなく固くしまった土質であるが、遺構は認められない。

本トレンチで遺構は認められなかったが、造成土下を確認できた範囲は狭い。また、5層中には少量であるが土器細片が含まれる。付近に遺構・遺物が存在する可能性を否定できない。

4トレンチは、3トレンチから100m南の商店跡地に設定した。



図10 国道11号豊中観音寺間拡幅工事吉岡町地区取扱い図

土層は、厚さ1 mほどの造成土、旧耕作土、床土の下には、褐灰色シルト混じり細粒砂（4層）となる。層中には指先大の軟化した土器細片をわずかに含むが、取り上げは出来なかった。その下の現地表面下1.0 mには、3トレンチ6層と同質の黄灰色シルト混じり細粒砂（6層）が認められる。トレンチ内に遺構は認められないものの調査範囲は限られており、3トレンチ同様に付近に遺構・遺物が存在する可能性は残る。

（まとめ）

1・2トレンチの範囲（A地区）は、土層堆積状況および周辺の現地地形から、旧河道内に位置するものと考えられる。遺構・遺物も認められないことから、埋蔵文化財の保護措置は不要である。

また、本大交差点南西側の地点（B地区）については、面積が狭小なために試掘調査を実施していないが、令和2年度の試掘調査において確認した旧河道の延長上にあたることから、埋蔵文化財の保護措置は不要と判断する。

一方で、3・4トレンチが位置する図10に示す範囲（C地区）では、トレンチ内に少量の土器細片を含む遺物包含層を確認したことから、周辺に遺構・遺物が存在する可能性が残る。今回の調査成果のみでは保護措置の要否を判断しがたいことから、今後の隣接地での試掘調査成果を踏まえて取扱いを判断することとする。

国道438号道路整備事業（綾歌工区）

（対象地の状況）

調査地は丸亀市綾歌町岡田東に位置する。洪積台地である岡田台地上の安定した平坦地であり、東西をそれぞれ南北方向の開析谷に挟まれる。

令和2年度に北側隣接地で実施した試掘調査では、古墳時代と考えられる柱穴・溝を検出しており、「岡田東下土居遺跡」として周知されている。そのほか、調査地の北約500 mには中世城館である「大坪屋敷跡」が所在し、調査地付近にも五輪塔などの石造物が点在する。

（調査の結果）

今回の調査では、国道438号道路整備工事予定地のうち用地買収が完了した地点に、計6か所のトレンチを設定した。

1トレンチは、「岡田東下土居遺跡」の南に隣接する宅地内に設定した。

造成土・旧耕作土・床土の下には、黄褐色シルト混じり細粒砂（6層）・灰黄色シルト～極細粒砂（7層）・明黄褐色シルト～粘質土（8層）が堆積する。

遺構は、床土直下の6層上面で柱穴1を検出した。遺構の深度は数cmと極めて浅く、後世に上位が削



図11 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 善通寺の一部に加筆

表6 国道438号道路整備事業岡田東地区トレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	2.0×4.4	8.8	柱穴1	なし	造成土の下には、旧耕作土・床土が認められる。床土直下の現地表面下約80cmには黄褐色シルト混じり細粒砂(7層)が堆積し、上面で柱穴1を検出した。その下には灰黄色シルト～極細粒砂(7層)、明黄褐色シルト～粘質土(8層)が堆積する。
2	2.0×4.6	9.2	なし	なし	造成土の下には、旧耕作土・床土が認められる。床土下には灰黄色シルト～極細粒砂(7層)、明黄褐色シルト～粘質土(8層)が堆積する。
3	2.0×5.4	10.8	土坑1	土器細片1	現地表から約50cmの造成土の下には、旧耕作土・床土が認められる。床土直下の現地表面下約60cmには灰黄色シルト～極細粒砂(7層)が認められ、上面で土坑1を検出した。7層の下には、明黄褐色シルト～粘質土(8層)が堆積する。
4	1.5×7.3	10.95	柱穴2 土坑1	なし	現代耕作土の下には、30cm前後の造成土(花崗土)が認められ、その下には、造成以前の水田耕作に伴う床土が堆積する。床土直下の現地表面下約40cmには灰黄色シルト～極細粒砂(7層)が認められ、上面で柱穴2・土坑1を検出した。7層の下には、明黄褐色シルト～粘質土(8層)が堆積する。
5	1.2×6.0	7.2	土坑1	なし	宅地造成に伴う造成土の直下には、造成以前の水田耕作に伴う床土が堆積する。床土直下の現地表面下約70cmには灰黄色シルト～極細粒砂(7層)が認められ、上面で土坑1を検出した。7層の下には、明黄褐色シルト～粘質土(8層)が堆積する。
6	1.2×7.6	9.12	柱穴4	なし	現代耕作土直下に北半では灰黄色シルト～極細粒砂(7層)が、南半では明黄褐色シルト～粘質土(8層)認められる。これらの上面で柱穴4を検出した。

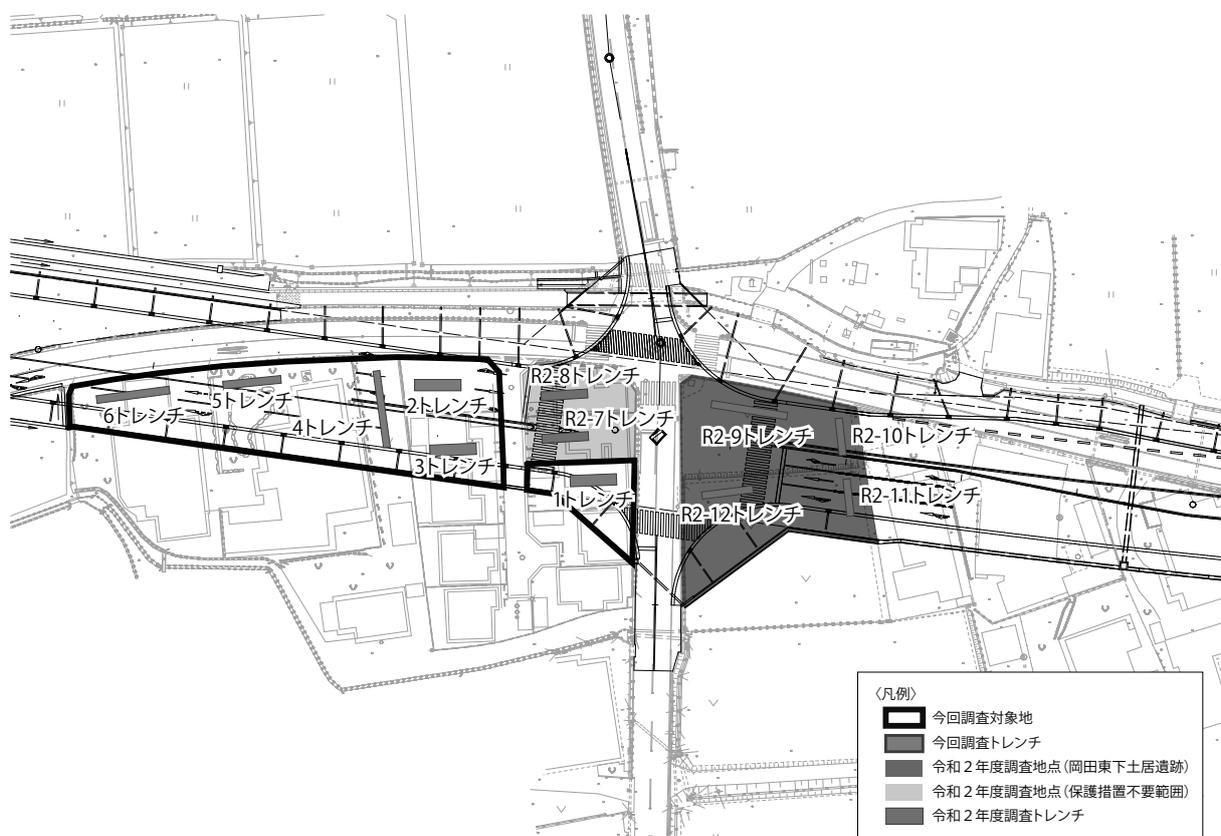


図12 国道438号道路整備事業(綾歌工区)岡田東地区トレンチ配置図

平され破壊されたものと考えられる。遺構埋土は、黄橙色シルト～粘質土を主体として灰褐色細粒砂をごく少量含み、令和2年度に北側隣接地で検出した遺構と類似する。遺構内からの遺物の出土がなく詳細な時期の特定は困難なもの、埋土の特徴から令和2年度検出遺構と同じく古墳時代前後の遺構と理解できる。

2・3トレンチは、宅地内の南側に設定した。

土層は1トレンチと共通しており、造成土・現代耕作土・床土の下に灰黄色シルト～極細粒砂(7層)・



図 13 国道 438 号道路整備事業（綾歌工区）岡田東地区取扱い図

明黄褐色シルト～粘質土（8層）の順に堆積する。1トレンチで遺構面を構成した黄褐色シルト混じり細粒砂（6層）は認められないが、7層上面の標高は1トレンチ6層上面とほぼ同一レベルにあることから、後世の削平により6層以上が消失したものと考えられる。

遺構は3トレンチ7層上面で土坑1を検出した。遺構埋土は1トレンチの柱穴と同じく黄褐色シルト～粘質土に灰褐色細粒砂を少量含む。

なお、令和2年度に実施した北側隣接地の試掘調査では、7・8トレンチで遺構は検出されず、両トレンチが所在する311㎡について保護措置不要と判断している。しかし、今回の1・3トレンチで遺構面を構成する6層・7層は、令和2年度7・8トレンチでも堆積が確認されており、さらに北側の「岡田東下土居遺跡」へと続く。遺構面の連続性と周囲での遺構検出状況を踏まえると、7・8トレンチの所在する311㎡の範囲内にも古墳時代前後の遺構が存在する可能性がきわめて高い。

4～6トレンチは、1～3トレンチの南に隣接する畑地・宅地に設定した。

土層はいずれも1～3トレンチとおおむね共通しており、現代耕作土・床土の下には灰黄色シルト～極細粒砂（7層）・明黄褐色シルト～粘質土（8層）が堆積する。6トレンチ南半では現代耕作土直下に8層が認められる。

遺構は、4トレンチ7層上面で柱穴2・土坑1、5トレンチ7層上面で土坑1、6トレンチ7・8層上面で柱穴4を検出した。いずれも遺構埋土から遺物の出土はなく、詳細な時期の特定は困難だが、埋土の特徴は1・3トレンチの遺構と類似しており、古墳時代前後の遺構と理解できる。



写真 11 5 トレンチ (東から)



写真 12 5 トレンチ土坑検出状況 (南から)



写真 13 6 トレンチ (北から)



写真 14 6 トレンチ土層

(まとめ)

今回の試掘調査では、1・3・4・5・6 トレンチで中世以前と考えられる遺構を検出した。よって、今回の調査対象地 1,470㎡を周知の埋蔵文化財包蔵地「岡田東下土居遺跡（おかだひがししもどいいせき）」の範囲に追加登録し、今後の開発工事等にあたっては事前に埋蔵文化財の保護措置が必要である。

また、令和2年度に試掘調査を実施した一部の箇所（令和2年度7・8 トレンチの箇所、311㎡）については、既に保護措置不要と判断している。しかし、今回の調査における遺構・遺物の検出状況及び土層堆積状況からみて、当該地にも遺構面が連続すると考えられるため、既往の取扱いを変更して「岡田東下土居遺跡」の範囲に追加登録し、保護措置必要と判断する。

以上の結果から、「岡田東下土居遺跡」については、図 13 に示す令和2年度に周知した箇所 896㎡に加えて、今回の調査対象地の 1,470㎡及び取扱い変更を行う箇所 311㎡の、合計 2,677㎡について、事業実施に先立ち、文化財保護法に基づく保護措置が必要である。

第3章 県道建設予定地内の調査

(1) はじめに

県教委では、昭和63年度から大規模なバイパス建設予定地の試掘調査を国庫補助事業に含めて、適宜対応してきた。平成7年度以降は、県道拡幅等の道路改良事業も調査対象に含めて実施している。県道事業に関しては、県内4か所の土木事務所及び小豆総合事務所道路課との協議により、埋蔵文化財の保護措置を図っており、令和4年度は2路線について試掘調査を実施した。

(2) 調査の概要

県道鴨川停車場五色台線道路改修工事（高屋工区）

(対象地の状況)

調査地は坂出市高屋町の雄山東麓に位置する。調査地の東側には明神川によって形成された扇状地が広がり、調査地はこの西側扇端部から雄山東麓の緩斜面地にかけての宅地・水田・畑地である。

調査地の北東約600mには、弥生時代後期の多数の製塩土器等が出土した高屋遺跡が所在し、当時付近一帯に製塩作業場が展開していた状況が考えられる。また、調査地南西の雄山から派生する尾根丘陵上には古墳時代後期の雄山古墳群が所在しており、山麓周辺の平地部に、同時期の集落遺跡が存在する可能性がある。そのほか、調査地の北西約500mの雄山北麓には、讃岐国へ流された崇徳上皇が上陸したと伝わる「松山の津」の伝承地があるほか、周辺には高家神社、観音寺など崇徳上皇に関連した伝承の残る寺社が点在する。



図14 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 五色台・白峰山の一部に加筆

(調査の結果)

今回の調査は、道路新設予定地のうち東半部を対象とし、計5か所のトレンチを設定して実施した。

1トレンチは、調査地東端の宅地内に設定した。宅地造成に伴う現代の造成土が1～1.5m堆積し、その下で1～3cm前後の礫を含むシルト混じり細粒砂（12層）が現れる。12層以下は湧水と壁面造成土の崩落のため、掘削を断念した。遺構・遺物は認められなかった。

2～4トレンチは、調査地中央の水田・畑地内に設定した。現地表面の標高は西に向かって低くなり、4トレンチ付近が調査地内で最も低い。土層は、2・3トレンチでは現代耕作土・床土の下に褐灰色～灰黄褐色のシルト混じり細粒砂～中粒砂（6・7層）が認められる。層中に陶器片を少量含み、近世以降の耕作土と理解した。6・7層の下には1トレンチ12層と同質のシルト混じり細粒砂が認められるが、12層上面の標高は1トレンチと比べて50～1m程低い。12層直下には、厚さ20～30cmのグライ化し

表7 県道鴨川停車場五色台線道路改修工事（高屋工区）トレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅 ×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	1.2×6.4	7.68	なし	なし	コンクリートガラ等を含む造成土が1m前後堆積し、その直下で1～3cm前後の礫を含むシルト混じり細粒砂（12層）に至る。 遺構・遺物は認められなかった。
2	1.2×10.4	12.48	なし	なし	現代耕作土・床土の下には、褐灰色～灰黄褐色のシルト混じり細粒砂～中粒砂（6・7層）、シルト混じり細粒砂（12層）、厚さ20～30cmのグライ化した黒褐色シルト（13層）、褐灰色の中粒砂～粗粒砂（15層）の順に堆積する。 遺構・遺物は認められなかった。
3	1.2×6.6	7.92	なし	陶器片	土層は2トレンチと共通する。7層中から少量の陶器片が出土しており、7層以上は近世以降の堆積と理解できる。 中世以前の遺構・遺物は認められなかった。
4	1.2×20.0	24	なし	なし	現代耕作土・床土の下に花崗土が認められ、その直下で13層が現れる。13層から下には、褐灰色～灰黄褐色の細粒砂～粗粒砂（15・16層）が厚く堆積し、激しい湧水が認められる。 遺構・遺物は認められなかった。
5	1.2×11.0	13.2	なし	土師質土器片	床土直下に20～30cmの造成土が認められ、その下には旧耕作土と考えられるシルト混じり細粒砂（9・10層）が堆積する。10層以下は2～4トレンチと共通しており、13層、15層、16層の順となる。 13層中から、土師質土器と考えられる土器細片が出土した。

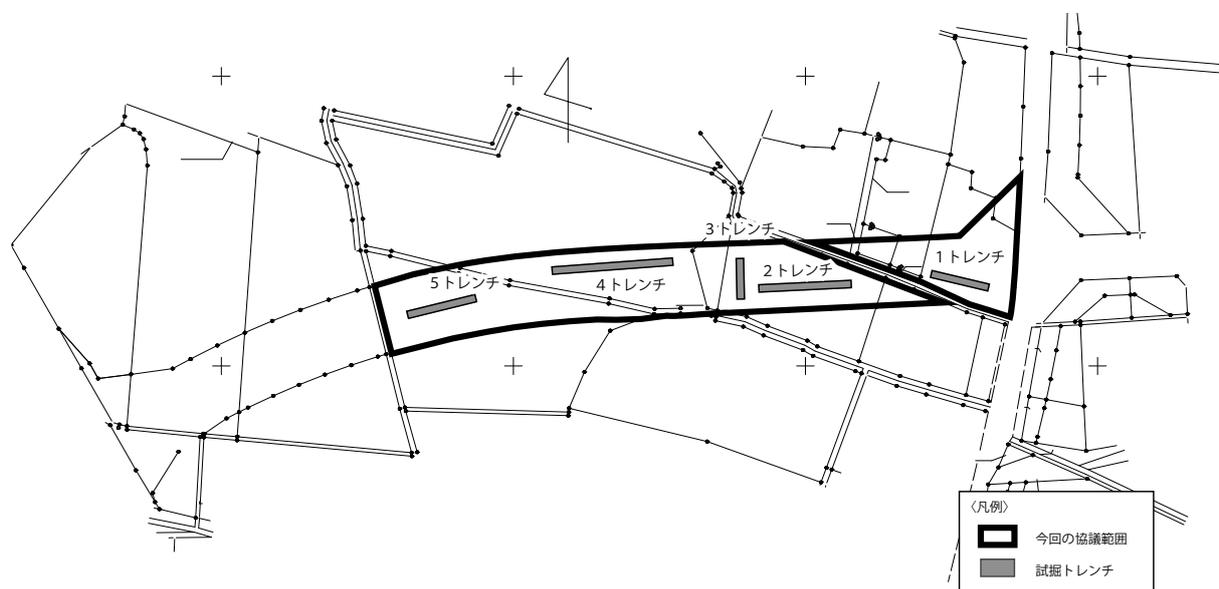


図15 県道鴨川停車場五色台線道路改修工事（高屋工区）トレンチ配置図

た黒褐色シルト（13層）が堆積しており、トレンチ周辺は一定期間、滞水した湿地状態であったと考えられる。

4トレンチでは、床土の下に花崗土が認められ、その直下で13層が現れる。13層から下には、褐灰色～灰黄褐色の細粒砂～粗粒砂（14～16層）が厚く堆積し、激しい湧水が認められる。トレンチ内に遺構は認められず、中世以前の遺物も出土しなかった。

5トレンチは、調査地西側の水田内に設定した。床土直下に20～30cmの造成土が認められ、盛土による水田面のかさ上げが行われたものと考えられる。造成土の下には、旧耕作土と考えられるシルト混じり細粒砂（9・10層）が堆積し、その下には2～4トレンチと同じく黒褐色細粒砂混りシルト（13層）、褐灰色中粒砂（15層）、灰黄褐色細粒砂～中粒砂（16層）が現れる。13層は、2～4トレンチと比較して砂質が強く、上面の標高もやや高い。13層堆積以前の旧地形は、5トレンチ付近から西側の雄山に向かって緩やかに上がっていたものと考えられる。

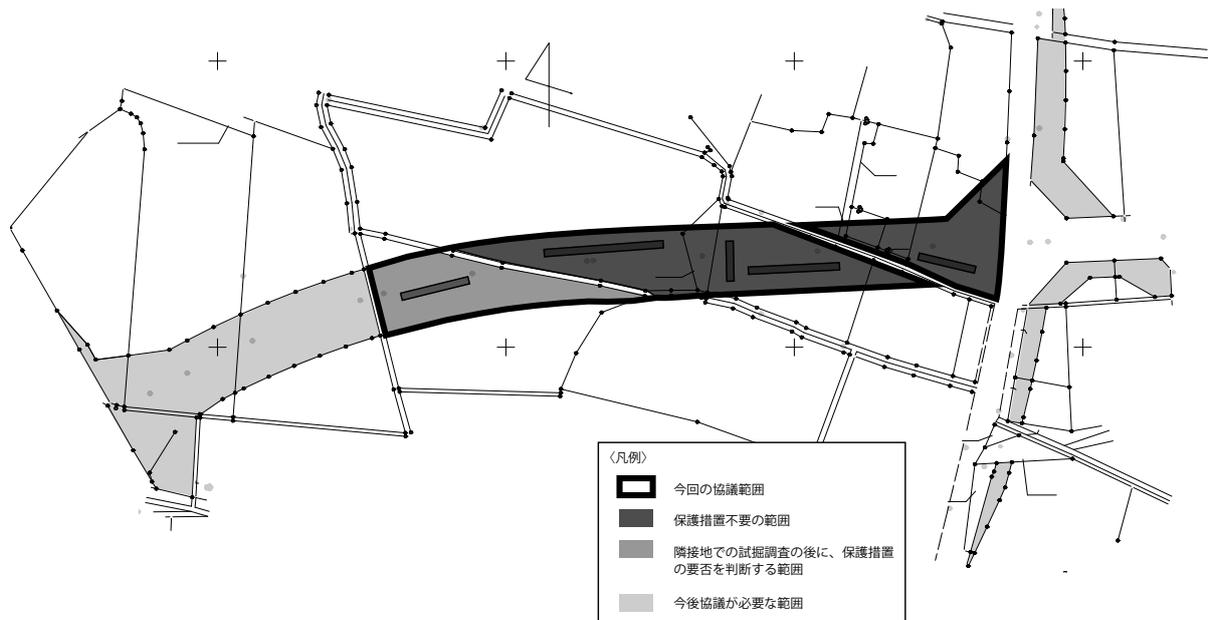


図 16 県道鴨川停車場五色台線道路改修工事（高屋工区）取扱い図



写真 15 5 トレンチ（東から）



写真 16 5 トレンチ土層

本トレンチでは遺構は認められないが、13層中から中世の土師質土器の可能性のある土器細片が出土した。トレンチ付近または西側の畑地周辺に、中世以前の遺構・遺物が存在する可能性が考えられる。

（まとめ）

今回の調査では、1～4 トレンチでは中世以前の遺構は認められず、時期を比定できる遺物も出土しなかった。よって、図 16 に示す範囲については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護措置は不要である。

一方で、5 トレンチを設定した筆は、トレンチ内に少量の土器細片を含む遺物包含層を確認したことから、付近に遺構・遺物が存在する可能性が残る。今回の調査成果のみでは保護措置の要否を判断しがたいことから、今後の西側隣接地での試掘調査成果を踏まえて取扱いを判断することとする。

都市計画道路事業錦町国分寺綾南線改修工事

(対象地の状況)

調査地は高松市宮脇町の八幡通り沿いに位置する。南には石清尾山と稲荷山に挟まれた谷があり、播鉢谷川によって形成された小規模な扇状地が広がる。東側には、南東から北西方向の帯状の地割の乱れが認められ、近世前半に付け替えられた旧香東川の痕跡と考えられる。

調査地内およびその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、付近は高松城城下町の南端域にあたる。18世紀前半に製作されたと推定される『高松城下図』『讃岐国高松地図』では、付近に「大護寺」「馬場通町屋」との記載が見え、これらに関連した遺構が遺存する可能性がある。また、周辺には松平家のお抱え刀工とされる加賀守藤原包高家の作刀場があったとの伝承も残る。その後の近代以降には、1950年代の空中写真をみると住宅地となっており、用地引渡し以前には木造個人住宅・集合住宅が存在していた。

(調査の結果)

今回の調査は、道路拡幅予定地のうち南東隅の3筆を対象とし、計2か所のトレンチを設定して実施した。

1 トレンチは、引渡し以前の建物基礎を避けて、調査地西端に南北方向に設定した。

現地表面下1mまでは、コンクリート片等を含む造成土(1～3層)が認められる。3層直下には、トレンチ北端では黄褐色系シルト混じり細粒砂(6・7層)が認められるが、トレンチ内の大部分は現代遺物を含む攪乱(4層)により破壊されている。また、建物解体を実施した業者によれば、トレンチの北側は建物基礎・浄化槽・ガス管が埋設されており、解体時に現地表面下1.5mほどまで掘り下げたという。

トレンチ以北では、この掘削により6・7層が消滅している可能性が高い。8層以下は、河川由来と考えられる砂岩の小円礫を含む中粒砂～粗粒砂が厚く堆積する。香東川付け替え以前の調査地は、河道内または氾濫原であったと考えられる。

遺構は、6層上面で柱穴を確認した。深さ10cm程と浅く、遺構の上部は造成または建物解体時に破

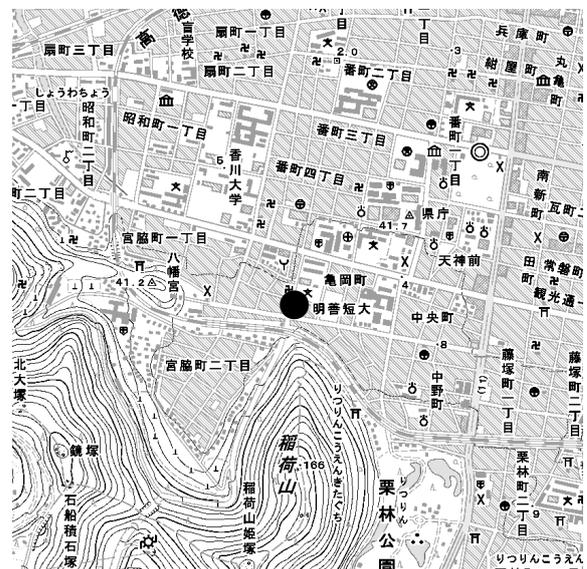


図17 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 高松北部の一部に加筆

表8 宮脇町地区トレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	1.2×13.8	16.56	柱穴1	なし	現地表面下1mまで、コンクリート片を含む造成土(1～3層)が認められる。その下には、にぶい黄褐色のシルト混じり細粒砂(6・7層)が堆積し、6層上面で柱穴を検出した。近世以前の遺構面と考えられるが、トレンチ内の大部分が現代の攪乱(4層)により破壊されている。 8層以下には、中粒砂～粗粒砂が堆積するが、遺構は認められなかった。 また、トレンチ内で中世以前の遺物は出土しなかった。
2	1.2×7.0	8.4	なし	なし	1トレンチと同様に、現地表面下1～1.2mまで、造成土・攪乱が認められる。現代の攪乱埋土(4層)の直下には、トレンチ南半では7層が確認できるが、遺構・遺物は認められなかった。

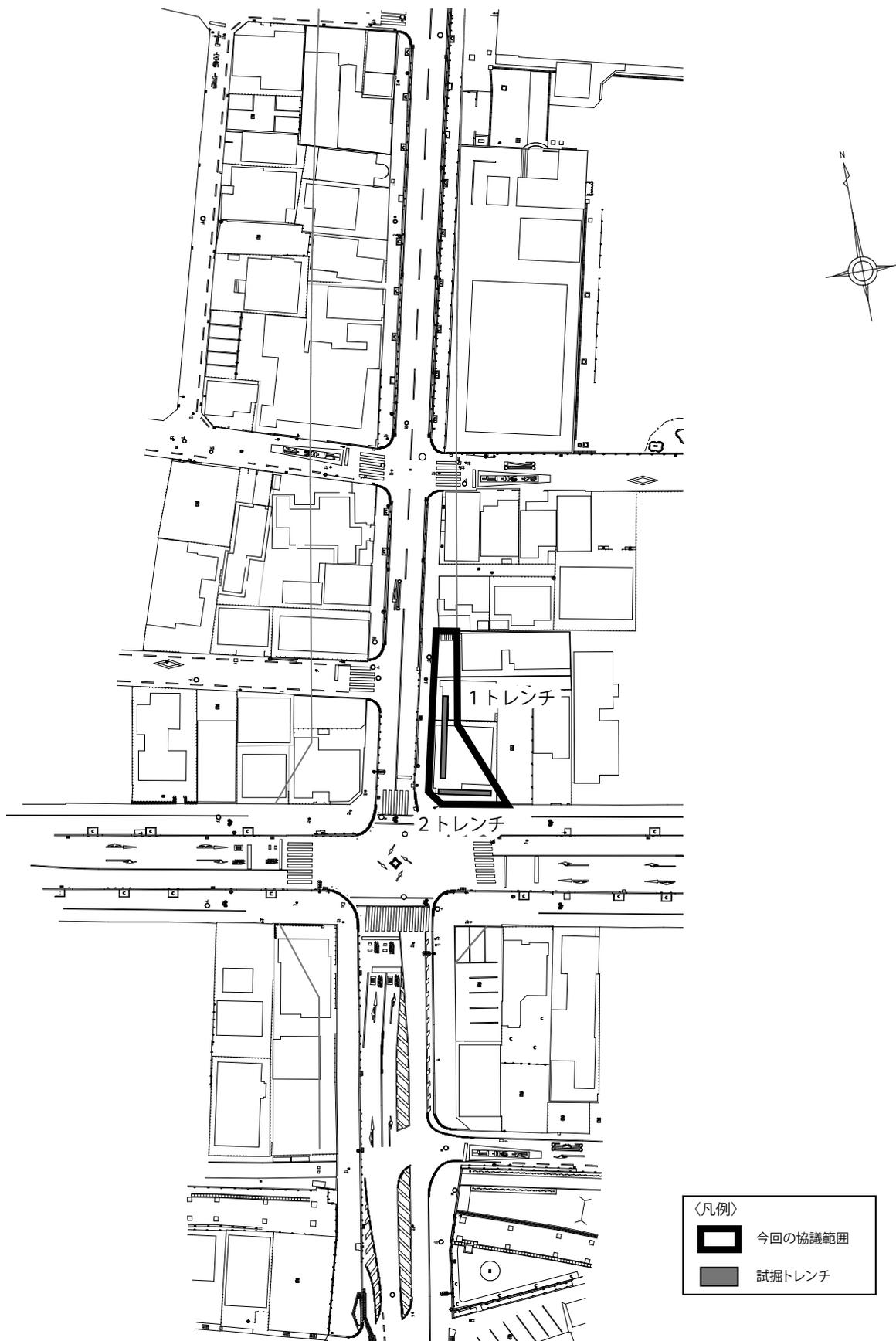


図 18 都市計画道路事業錦町国分寺綾南線改修工事宮脇町地区トレンチ配置図

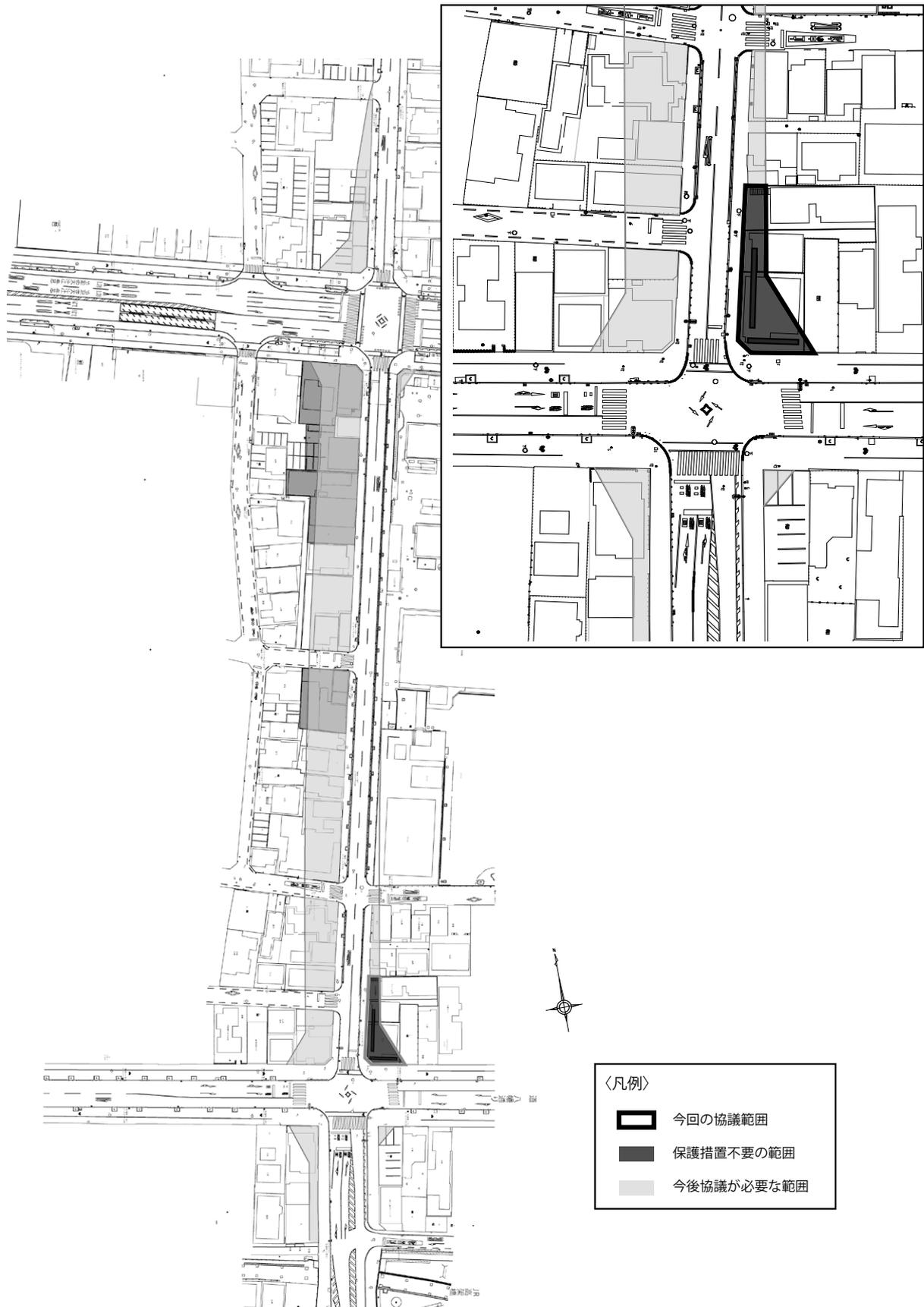


図 19 都市計画道路事業錦町国分寺綾南線改修工事宮脇町地区取扱い図

壊されたものと考えられる。遺物は出土せず、遺構の時期は不明である。そのほか、遺構・遺物は出土しなかった。

2トレンチは、調査地南端の八幡通り沿いに、東西方向に設定した。

土層は1トレンチと共通しており、現地表面下1.2m前後まで、レンガ・コンクリート片を含む造成土・攪乱（1・3・4層）が認められる。4層の攪乱の直下には7層が現れ、6層は認められない。7層上面を精査したものの遺構は認められず、中世以前の遺物も出土しなかった。

（まとめ）

今回の調査では、1トレンチで時期不明の柱穴を確認したものの、遺構の分布は希薄である。また、トレンチ内の大部分で過去の建物建築・解体時の攪乱が認められ、遺構面の大半が破壊されている。用地引渡し以前に建物が存在した対象地中央部も同様の状況と考えられ、対象地内に遺構が遺存する可能性は低い。

以上から、図19に示す範囲については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護措置は不要である。



写17 1トレンチ（北から）



写真18 2トレンチ土層

第4章 県事業予定地内の調査

(1) はじめに

県道事業、県営農政事業を除いた県事業で試掘調査、確認調査を実施したのものとして、以下の1事業がある。

(2) 調査の概要

鴨田川河川改修工事

(対象地の状況)

調査地は綾歌郡宇多津町中村に所在する水田・畑地である。大東川河口付近の平野部に位置し、東300mには大東川が、西側隣接地には鴨田川が蛇行しながら北流する。調査地の北200～300mの県道高松善通寺線付近には、東西方向の砂州の存在が推定できる。現地表面の標高は、県道富熊宇多津線・川津丸亀線以西では、調査地内の鴨田川沿いの水田が最も低く、鴨田川の水面とほぼ同一レベルである。

(調査の結果)

今回の調査は、鴨田川河川改修工事予定地のうち、鴨田川右岸の用地買収の完了した範囲を対象とし、計16か所のトレンチを設定した。

土層は、全トレンチで概ね共通する。現代耕作土・床土の下には、椀瓦片・ガラス片・ビニール片等を含む細粒砂～中粒砂（3層）が認められる。近隣住民によれば、付近の水田は昔から水はけが悪く、数十年前に排水改良のためにかさ上げをしたとのことで、その際の造成土と考えられる。その下の4層は、少量の陶磁器片・炭化物片を含むシルト混じり細粒砂で、排水改良以前の旧耕作土と理解した。

4層以下の状況はトレンチにより若干異なるが、黒褐色系のシルト・細粒砂混りシルト（5・8・9層）が1～3層認められる。2トレンチの8層中には陶磁器細片がわずかに確認でき、近世前後の一定期間、調査地は滞水した湿地状態であったと推定される。そのほかの時期比定可能な遺物、遺構は確認できなかった。

この黒褐色系シルトの下は、灰黄色～黄灰色の中粒砂～粗粒砂（11～17層）が厚く堆積する。このうち4トレンチの12層上面では、12世紀後半から13世紀前半と考えられる瓦器碗の口縁部片1点が出土した。トレンチ壁面は激しい湧水と崩落のために十分に観察できていないものの、各層が東に向かってわずかに傾斜して下がる。一部のトレンチでは、同方向のラミナも観察でき、中世以前の調査地は鴨田川に先行する河川又は大東川の河道内にあたると推定できる。また、調査地南東側の10～14トレンチ付近では、これらの砂層が東に向かって緩やかに上がる様子が確認でき、上面を検出した標高も他トレンチと比べて浅い。現地表面の標高も、10～14トレンチ付近の水田のみが周辺と比べて30～50cm

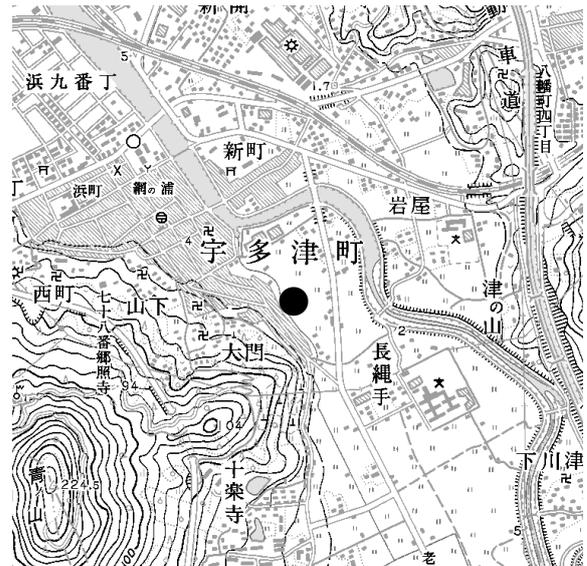


図20 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 丸亀の一部に加筆

表9 鴨田川河川改修トレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	1.0×9.6	9.6	なし	瓦片 土器細片	現代耕作土・床土の下には、現代遺物を含む造成土（3層）、少量の瓦片を含む旧耕作土（4層）が認められる。 4層直下には、グライ化した細粒砂混じりシルト（8層）が堆積し、湧水が認められる。指先大の土器細片をわずかに含むが、時期の比定は困難である。 その下は、灰黄色～黄灰色の中粒砂～粗粒砂（11・12・15層）が厚く堆積し、激しい湧水がある。 中世以前と特定できる遺物、遺構は認められない。
2	1.0×11.0	11	なし	陶磁器片 土器細片	土層は1トレンチと共通し、4層下は上から8層・11層・14層の順に堆積する。 8層中には、1cm未満の陶磁器片が数点含まれており、近世以降に堆積したものと考えられる。 11層からの湧水が激しく、壁面崩落が発生したため、12層上面で掘削を停止した。 遺構は認められなかった。
3	1.0×20.6	20.6	なし	なし	土層は1・2トレンチと共通する。 遺構・遺物は認められなかった。
4	1.0×13.5	13.5	なし	瓦片 陶磁器片 瓦器片	土層は、概ね1トレンチと共通する。8層直下には、黒褐色細粒砂混りシルト（9層）が10cm程堆積し、灰黄色中粒砂～粗粒砂（11・12層）に至る。12層上面より、瓦器碗の口縁部片1点が出土した。 12層直下には、褐灰色シルト混じり中粒砂（13層）が堆積する。層中には東に向かって緩やかに下がるラミナが認められる。 遺構は認められなかった。
5	1.0×19.3	19.3	なし	瓦片 陶磁器片 土器細片	土層は、4トレンチと共通する。 造成土（3層）・旧耕作土（4層）中より土器細片2点が出土したが、いずれも摩滅・劣化により時期比定困難である。 そのほか、中世以前の遺構・遺物は認められなかった。
6	1.0×17.3	17.3	なし	陶磁器片 土師質土器細片	土層は4・5トレンチと共通する。遺物はいずれも造成土中（3層）からの出土である。 中世以前の遺構・遺物は認められなかった。
7	1.0×19.7	19.7	なし	陶磁器片 須恵器細片	土層は4～6トレンチと共通する。4層直下の黒褐色細粒混じりシルト（8層）には、上半部に灰黄色細粒砂が攪拌されたように含まれ、水田耕作が行われた可能性がある。 遺物はいずれも床土（2層）・造成土中（3層）からの出土であり、4層以下からの出土はなかった。また、中世以前の遺構も認められなかった。
8	1.0×11.8	11.8	なし	なし	土層は4～7トレンチと共通する。 遺構・遺物は認められなかった。
9	1.0×20.7	20.7	なし	瓦片 土師質土器細片	土層は4～8トレンチと共通する。遺物はいずれも造成土中（3層）からの出土である。中世以前の遺構も認められなかった。
10	1.0×10.4	10.4	なし	なし	現代耕作土・床土の下に造成土（3層）は認められず、旧耕作土（4層）となる。 4層直下には、グライ化した細粒砂混じりシルト（8層）が堆積するが、4～9トレンチと比較して砂質が強い。黒褐色シルト（9層）は認められない。 4層の下は、灰黄色～黄灰色の中粒砂～粗粒砂（13・16・17層）が厚く堆積し、激しい湧水がある。 遺構・遺物は認められない。
11	1.0×11.9	11.9	なし	なし	土層は10トレンチと共通する。 遺構・遺物は認められない。
12	1.0×7.7	7.7	なし	なし	土層は10トレンチと共通する。 灰黄色～黄灰色の中粒砂～粗粒砂（13・16・17層）はいずれも、西に向かって緩やかに傾斜し下がる様子が確認できる。 遺構・遺物は認められない。
13	1.0×10.7	10.7	なし	土器細片	土層は10トレンチと共通する。 灰褐色粗粒砂（17層）中より土器細片1点が出土したが、摩滅と劣化が著しく、時期の比定は困難である。 その他の遺物・遺構は認められない。
14	1.0×15.7	15.7	なし	なし	土層は10トレンチと共通する。 12トレンチと同様に、灰黄色～黄灰色の中粒砂～粗粒砂（13・16・17層）が西に向かって緩やかに傾斜する。 遺構・遺物は認められない。
15	1.0×10.2	10.2	なし	なし	床土直下ににぶい黄褐色細粒砂～シルト混じり細粒砂（6・7層）が認められる。層中にトタン板片等を含み、現代の堆積と理解した。 その下には、黒褐色系のシルト混じり細粒砂～シルト（8・9層）が堆積し、褐灰色細粒砂（14層）に至る。 遺構・遺物は認められない。
16	1.0×12.3	12.3	なし	陶磁器片	土層は15トレンチと共通する。現代耕作土中に少量の陶磁器片が含まれるほかは、遺構・遺物は認められなかった。

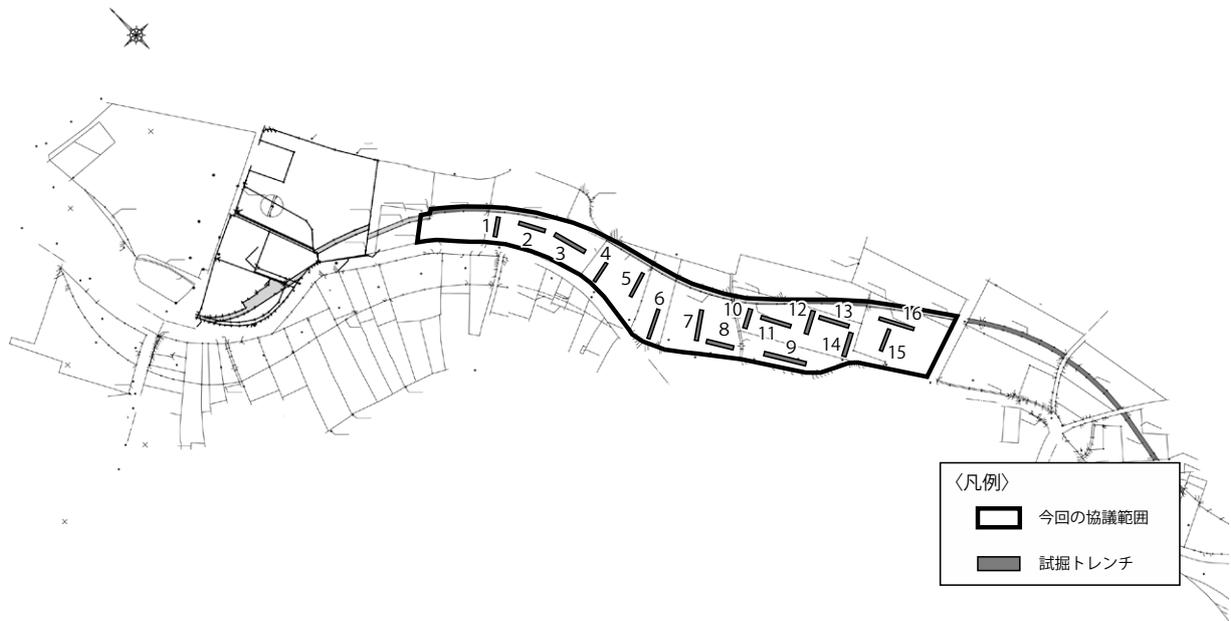


図 21 鴨田川河川改修トレンチ配置図

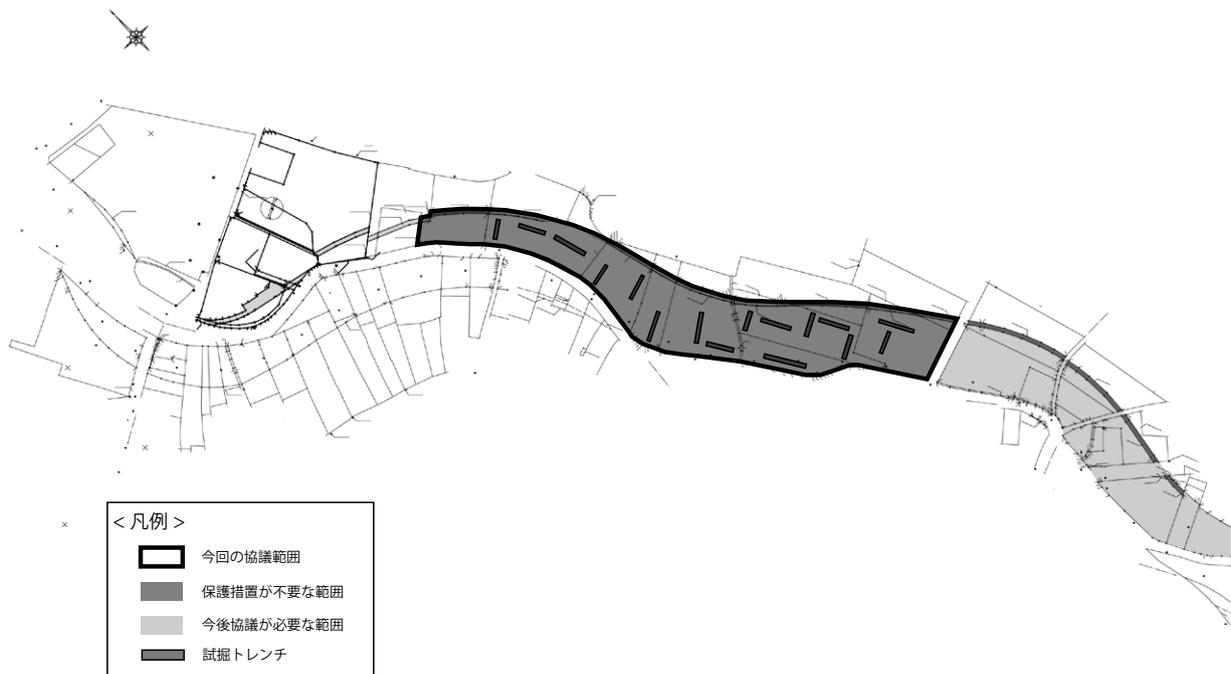


図 22 鴨田川河川改修取扱い図

ほど高く、中州状の盛り上がり又は大東川と鴨田川先行河川の合流点とも理解できる。なお、中世以前の遺構は確認できなかった。

(まとめ)

調査の結果、中世以前の遺構は認められなかった。よって、図 22 に示す範囲については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護措置は不要である。



写真 19 1 トレンチ (南西から)



写真 20 7 トレンチ (西から)



写真 21 12 トレンチ (西から)



写真 22 15 トレンチ (東から)

第5章 県営農政事業予定地内の調査

(1) はじめに

県営農政事業に伴う埋蔵文化財の保護については、主に大規模な事業面積が計画された県営ほ場整備事業やため池等整備事業を対象としている。試掘調査で埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、事業者に対して、盛り土等設計・施工変更による現状保存を要請・協議している。なお、現状保存が不可能な場合に限り、事業地が所在する市・町教育委員会が事前の発掘調査を実施する方向で協議・調整を行っている。令和4年度は2事業について試掘調査を実施した。

(2) 調査の概要

経営体育成基盤整備事業（羽床下地区）

（対象地の状況）

調査地は綾歌郡綾川町羽床下に位置する。羽床盆地内の東側に位置し、調査地の北東約100mを綾川が南東一北西に流れ、調査地の北側で大きく北東に流れを変える。調査地の南東側では、令和3年度に経営体育成基盤整備事業に伴う試掘調査を実施し、複数の自然流路と中州状の微高地を確認している。今回の調査地はその自然流路流方向の延長上に位置する。

綾川左岸の調査地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、右岸には津頭西古墳をはじめ古墳時代中期～後期の古墳が点在し、同時期の集落遺跡である小野白石遺跡も所在する。また、周辺住民によれば、かつては調査地内に「小座八幡神社」があり、古い石燈籠があったというが、ほ場整備に伴って既に解体されており、現物は確認できない。

（調査の結果）

今回の調査は、経営体育成基盤整備事業予定地のうち切土施工範囲を主な対象とし、計6か所のトレンチを設定して実施した。

1・2トレンチは、綾川浄水場南側の水田に設定した。トレンチ北側の水田の標高は1・2トレンチと比べてわずかに低く、不定形の水田が東西方向に帯状に連なっており、自然流路の痕跡と考えられる。

土層は、厚さ約10cmの現代耕作土、20～30cmの床土の下に、旧耕作土と考えられる灰黄褐色～褐色シルト～細粒砂（3～4層）、褐灰色シルト混じり細粒砂～中粒砂（5層）、礫を多量に含む暗褐色粗粒砂（6層）、褐灰色シルト～細粒砂（7～9層）、にぶい黄褐色中粒砂～粗粒砂（10層）の順に堆積する。両トレンチともに、いずれの層にも遺構・遺物は認められなかった。



図23 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 滝宮の一部に加筆

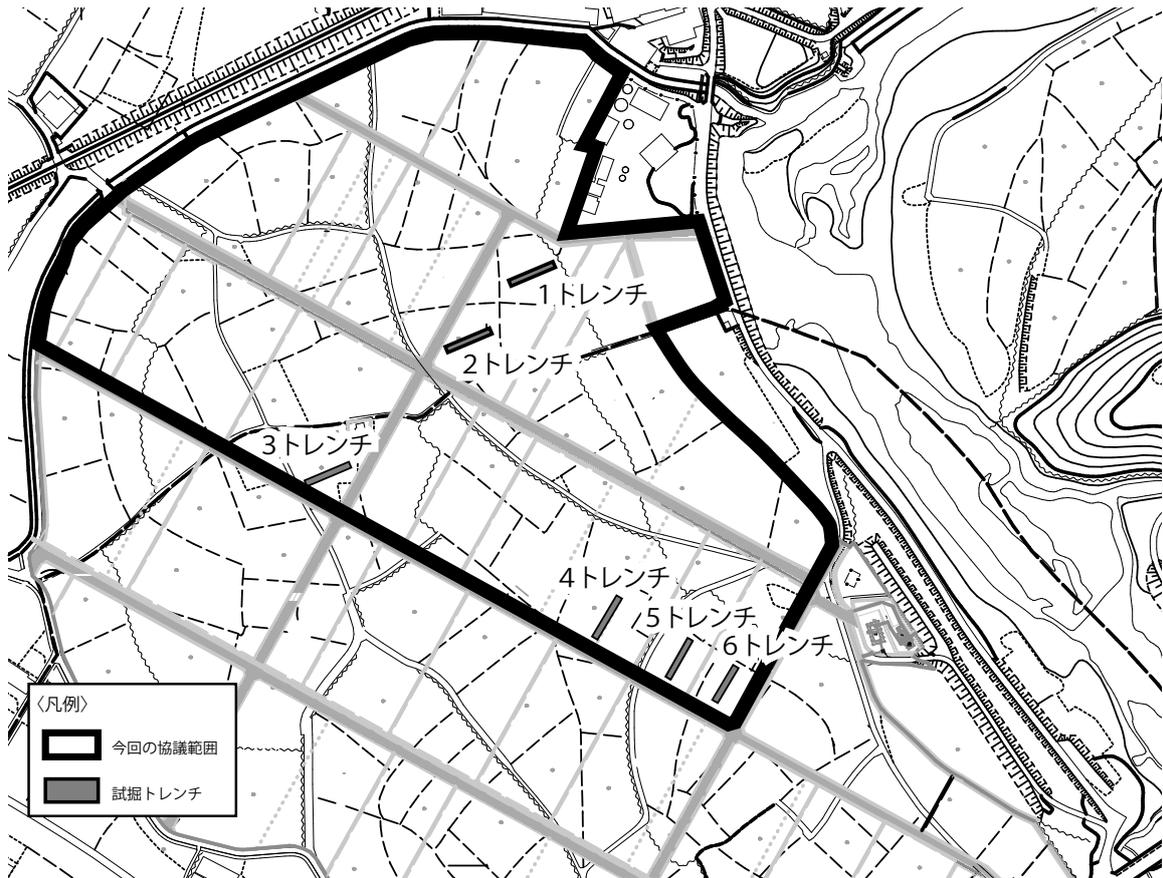


図 24 経営体育成基盤整備事業（羽床下地区）トレンチ配置図

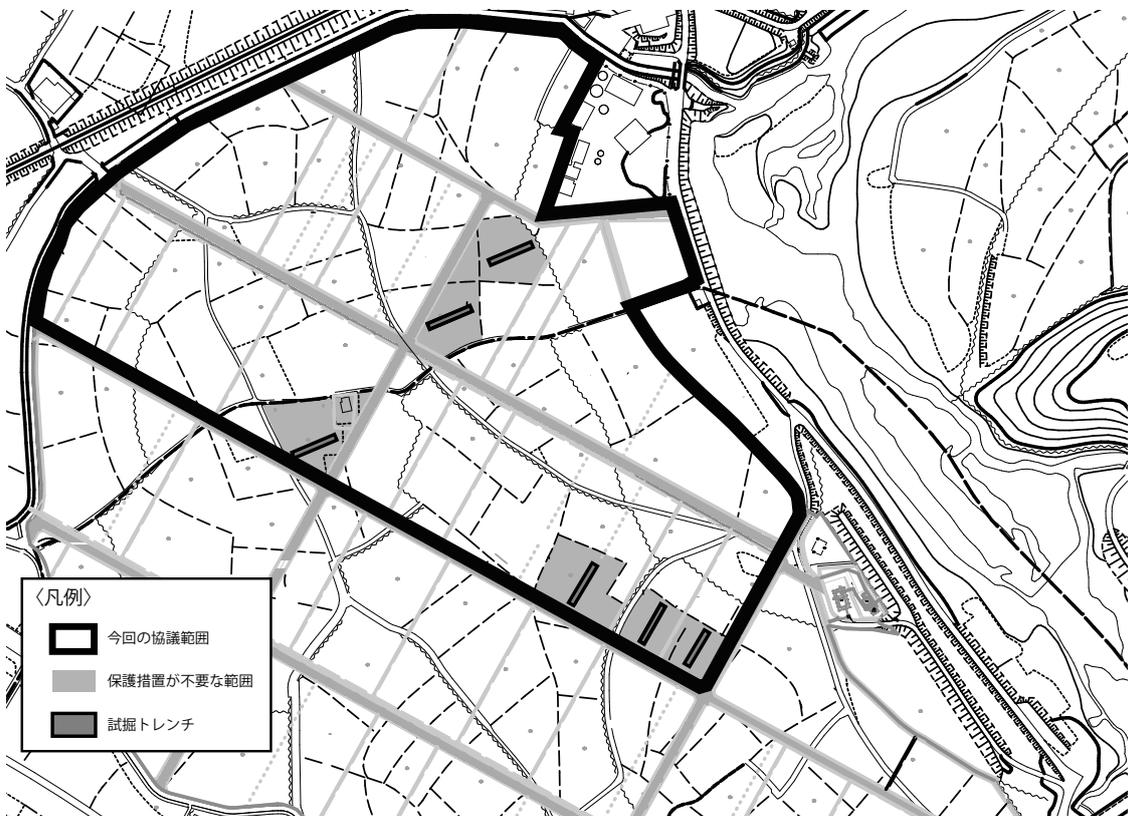


図 25 経営体育成基盤整備事業（羽床下地区）取扱い図

表 10 経営体育成基盤整備事業（羽床下地区）トレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	1.2×10.4	12.48	なし	なし	現代耕作土・床土の下には、旧耕作土と考えられる炭化物片・礫を含むシルト～細粒砂（3～4層）が堆積する。 その下は、褐灰色シルト混じり細粒砂～中粒砂（5層）、上面に1cm前後の礫を多量に含む暗褐色粗粒砂（6層）、にぶい黄褐色中粒砂～粗粒砂（10層）となる。 いずれの層にも遺構は認められなかった。
2	1.2×12.5	15	なし	なし	現代耕作土・床土、旧耕作土の下には、褐灰色のシルト～細粒砂（7～9層）が認められ、10層に至る。 いずれの層にも遺構は認められなかった。
3	1.5×14.4	21.6	なし	なし	現代耕作土、旧耕作土の直下で10層が認められる。10層の下位には、厚さ20～30cmの中粒砂～礫（12～14層）が堆積する。 遺構・遺物ともに認められなかった。
4	1.2×12.4	14.88	自然流路1	なし	現代耕作土、床土の下は、灰黄褐色シルト混じり細粒砂～中粒砂（23層）、にぶい黄褐色細粒砂～中粒砂（24層）、にぶい黄褐色シルト混じり極細粒砂（25層）の順に堆積し、2～5cm程の礫を含む中粒砂～粗粒砂（29層）に至る。 遺物は認められなかった。
5	1.2×11.5	13.8	なし	なし	現代耕作土、床土の下は、灰黄褐色シルト混じり細粒砂～中粒砂（23層）、にぶい黄褐色細粒砂～中粒砂（24層）中粒砂～粗粒砂（29層）の順に堆積する。29層の下には、褐灰色シルト（31層）、にぶい黄褐色シルト（32層）、灰黄褐色細粒砂～中粒砂が認められ、32層以下ではわずかに湧水が確認できる。 いずれの層にも、遺構・遺物は認められなかった。
6	1.2×12.5	15	なし	なし	現代耕作土・床土の下は、灰白色細粒砂～中粒砂（26層）、褐灰色シルト混じり細粒砂（27・28層）が堆積し、29層に至る。 29層以下は4・5トレンチとやや異なり、シルトを含む細粒砂～中粒砂（35・36）、褐灰色シルト～極細粒砂が認められる。 いずれの層にも、遺構・遺物は認められなかった。



写真 23 1 トレンチ（東から）



写真 24 6 トレンチ土層

3 トレンチは、1・2 トレンチから 50 m ほど南西の畑地に設定した。小座八幡神社跡地の南に隣接しており、現地表面は東・南側の水田と比べて 30～50cm 程度高い。

土層は、20cm 程の現代耕作土の下に 10cm 前後の旧耕作土と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂が堆積し、その直下で 1・2 トレンチと同質のにぶい黄褐色中粒砂～粗粒砂（10 層）が現れる。その下は、黄褐色系の中粒砂・粗粒砂・礫（12～14 層）が厚く堆積する。

10 層上面の標高は 1・2 トレンチと比較して高く、綾川・自然流路により小規模な自然堤防状の微高地が形成され、その微高地上に小座八幡神社が築かれたものと理解した。

遺構は、3 層上面で溝状・土坑状の痕跡を検出したが、レンガ片を含むことから、近代以降の攪乱と考えられる。そのほか、遺構・遺物は確認できなかった。

4・5・6トレンチは、3トレンチから約50m南東の水田に設定した。

トレンチ3本ともに土層はおおむね共通しており、20～30cm前後の現代耕作土・床土の下にシルト混じり細粒砂～中粒砂（23層）、細粒砂～中粒砂（24・26層）、シルト混じり極細粒砂～細粒砂（25・27・28層）の順に堆積し、2～5cm程の礫を含む中粒砂～粗粒砂（29層）に至る。

現地表面にはほぼ標高差はないが、29層は西に向かって緩やかに下がる。周辺の水田区画をみると4トレンチ付近に帯状の地割が認められ、南北方向の自然流路が存在した可能性がある。

（まとめ）

調査の結果、調査地周辺は綾川と複数の自然流路に挟まれた氾濫原と理解でき、いずれのトレンチでも中世以前の遺構・遺物は認められなかった。よって、図25に示す範囲については、文化財保護法に基づき埋蔵文化財の保護措置は不要である。

経営体育成基盤整備事業（下高野地区）

（対象地の状況）

調査地は三豊市豊中町下高野に位置する。東を眉山・鳥越山に、西を七宝山山塊に挟まれた三豊平野北端部にあたり、調査地の東端を竿川が北東―南西方向に流れる。また、調査地内北側では、白池川が蛇行しながら西―東方向へ流れ、竿川に合流する。今回の調査地は、白池川によって形成された扇状地の扇端部と竿川の氾濫原、北西側からのびる台地の縁辺部にあたる。

（調査の結果）

今回の調査は、経営体育成基盤整備事業予定地のうち令和4年度から5年度にかけて施工する範囲を対象とし、切土の掘削深度が床土下に及ぶ可能性のある範囲に計19か所のトレンチを設定した。なお、対象範囲が広大なため、以下では対象地を3地区に区分し、調査結果を整理する。

・A地区

白池川によって形成された扇状地の南東側扇端部である。北西から南西に向かってわずかに傾斜して下がり、竿川周辺の低地（B地区）に至る。

付近には周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、調査地西側の集落の住民によれば、調査地付近には50～60年ほど前まで「子塚」と呼ばれる塚があり、周辺を開拓した人物の墓と伝わっていたという。その後、県道岡本高瀬線の新設工事の前後に削平されたとのことで、現在の調査地内にその痕跡は認められなかった。また、調査地内は50年ほど前には場区画整理と農道の整備を行っており、その際に床土以下を削平した箇所が多数あるという。

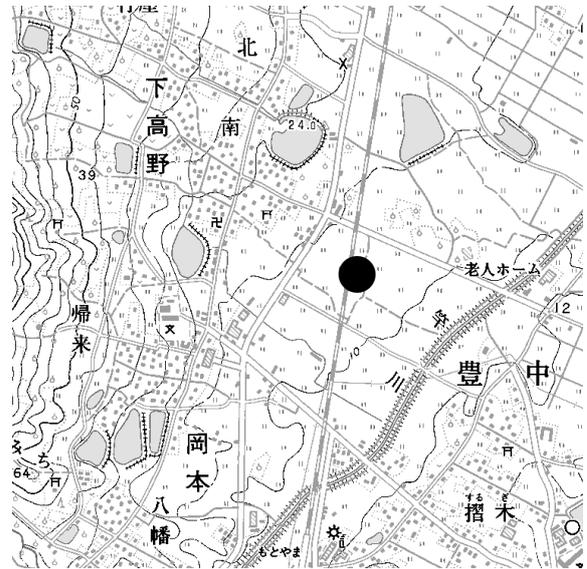


図26 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 観音寺の一部に加筆

表 11 経営体育成基盤整備事業（下高野地区）トレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	1.2×22.2	26.24	なし	なし	現代耕作土の直下で、地山と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂（4層）に至る。4層上面を精査したものの、遺構・遺物は認められなかった。
2	1.2×9.0	10.8	溝 1	なし	現代耕作土・床土の直下には、過去のほ場整備にともなう造成土と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂（3層）が認められる。3層の下には、1トレンチと同質の地山（4層）が堆積する。 4層上面で幅 4 mほどの溝を検出したが、花崗土で埋め戻されており、ほ場整備以前の用排水路と理解した。
3	1.2×23.1	27.72	柱穴 1	なし	土層は 2 トレンチと共通し、上から床土・造成土（3層）・地山（4層）の順に堆積する。 地山（4層）上面で柱穴を検出したが、深さ 3 cmほどと極めて浅く、大部分が 4層上面の削平により消失したものと考えられる。埋土中に遺物はなく、時期は不明である。 そのほかに遺構・遺物は認められなかった。
4	1.2×14.0	16.8	溝 1	なし	近年まで果樹が栽培されており、現地表面の標高は周囲の水田と比べて 30～50cmほど高い。 土層は、現代耕作土・コンクリート片を含む造成土・旧耕作土・地山（4層）の順となる。 南端部の 4層上面で幅 1 m前後の溝を検出したが、花崗土で埋め戻されており、ほ場整備以前の用排水路と理解した。
5	1.2×18.8	22.56	溝 1	なし	土層は 2 トレンチと共通し、上から床土・造成土（3層）・地山（4層）の順に堆積する。 トレンチ南端部の 4層上面で時期不明の溝を検出したが、深さは最大で 5 cm程度で、トレンチ内で途切れる。 遺物の出土はなかった。
6	1.2×14.1	16.92	なし	なし	土層は 2 トレンチと共通し、上から床土・造成土（3層）・地山（4層）の順となる。 4層上面を精査したものの、遺構・遺物は認められなかった。
7	1.2×23.0	27.6	溝 2	なし	土層は 1 トレンチと共通しており、現代耕作土直下で地山（4層）となる。 4層上面で溝 2 条を検出したが、花崗土・3層と類似した造成土で埋め戻されており、現代の遺構と理解した。 遺物の出土はなかった。
8	1.2×27.5	33	自然流路か 1	なし	現代耕作土直下に 10cm 程の花崗土が認められ、直下には旧耕作土と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂が薄く堆積する。その下には、20cm 前後の黒褐色シルトが認められ、地山（4層）に至る。地山は北に向かってわずかに下がり、トレンチ北端部では湧水が認められる。トレンチ北側の道路下付近に自然流路が存在する可能性がある。 遺構・遺物は出土しなかった。
9	1.2×23.4	28.08	なし	なし	土層は 2・3・6 トレンチと共通する。 4層上面を精査したものの、遺構・遺物は認められなかった。
10	1.2×18.4	22.08	溝 2	なし	土層は 2 トレンチと共通する。 トレンチ両端の 4層上面で、溝 2 条を検出したが、いずれも花崗土で埋め戻される。南端の溝は流方向から、2 トレンチの溝へと続くと考えられる。中世以前の遺構は認められず、遺物の出土もなかった。
11	1.2×13.2	15.84	なし	なし	土層は 1 トレンチと共通しており、現代耕作土直下で地山（4層）となる。 遺構・遺物は認められなかった。
12	1.2×16.7	20.04	なし	なし	11 トレンチと同様に、土層は 1 トレンチと共通する。 遺構・遺物は認められなかった。
13	1.2×18.8	22.56	土坑 1 柱穴 1	なし	土層は 1 トレンチと共通し、耕作土直下で地山（4層）が認められる。 4層上面で、柱穴 1、土坑 1 を検出した。柱穴は深さ約 10cm で、埋土中に遺物はなく、時期は不明である。土坑は深さ 3～5 cm と極めて浅い。柱穴との切り合い関係から、土坑が柱穴に先行することはわかるが、遺物は出土せず、詳細な時期は不明である。
14	1.2×27.7	33.24	溝 1 自然流路 1	なし	土層は 1 トレンチと共通し、耕作土直下で地山（4層）となる。 4層上面で溝 1 条を検出したが、深さ 7cm 前後と浅く、遺物の出土もない。 トレンチ前半では、4層が緩やかに下がり、傾斜を埋めるように黒褐色系のシルト～細粒砂、グライ化した中粒砂～粗粒砂が堆積する。激しい湧水も認められ、自然流路の南岸付近と考えられる。埋土中に遺物は認められず、埋設時期は不明である。
15	1.2×19.6	23.52	なし	なし	竿川に近い低地部である。土層は現代耕作土・床土の下に、黒褐色系シルト～粘土が 3層ほど認められ（13～15層）、地山と考えられるにぶい黄褐色シルト混じり細粒砂（16層）に至る。 遺構・遺物は認められなかった。
16	1.2×17.8	21.36	なし	なし	土層は 15 トレンチと共通しており、地山（16層）上面付近では激しい湧水がある。 遺構・遺物は認められなかった。
17	1.2×27.2	32.64	なし	なし	土層は 15 トレンチと共通する。地山（16層）の検出深度は 15・16 トレンチと比べて 30cm ほど浅く、地山が東へ向かって緩やかに傾斜することがわかる。 遺構・遺物は認められなかった。
18	1.2×19.7	23.64	なし	なし	白池川北側の台地上である。 現代耕作土の直下で、地山と考えられるにぶい黄褐色シルト混じり細粒砂に至る。 遺構・遺物は認められなかった。
19	1.2×19.8	23.76	なし	なし	土層は 18 トレンチと共通する。 遺構・遺物は認められなかった。

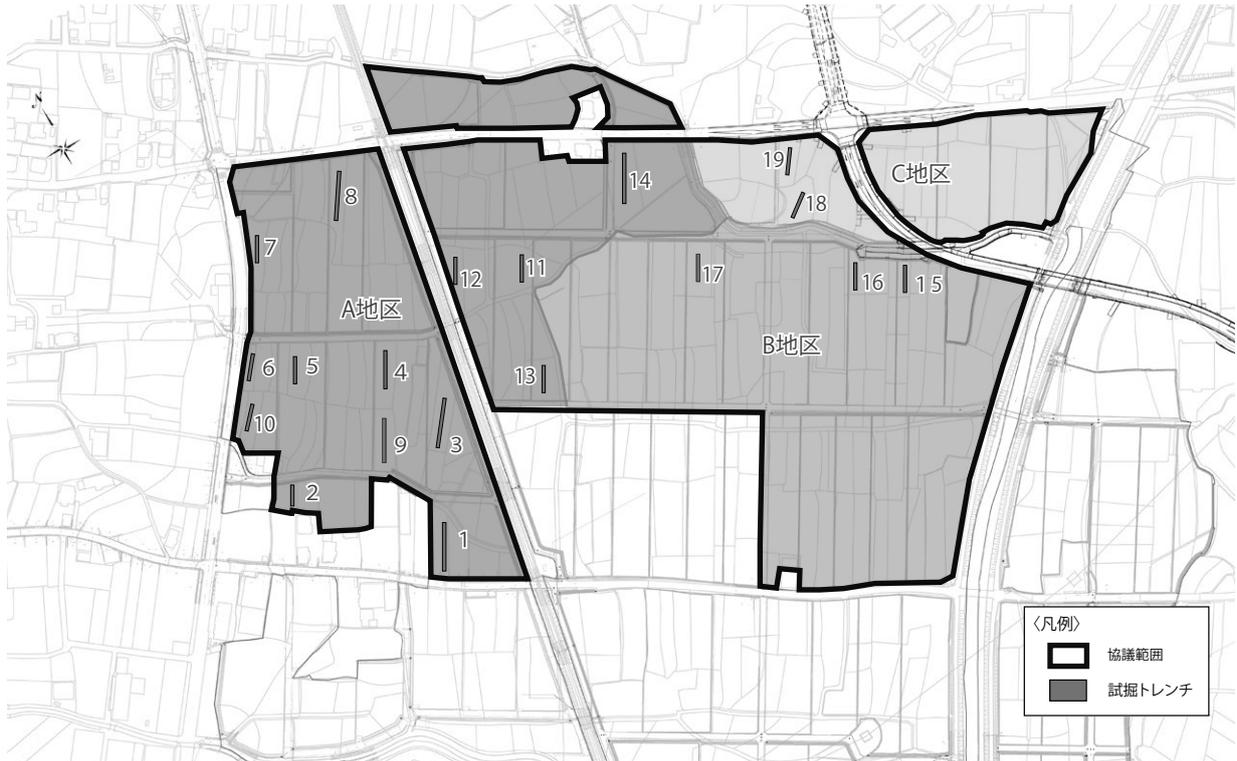


図 27 経営体育成基盤整備事業（下高野地区）トレンチ配置図



図 28 経営体育成基盤整備事業（下高野地区）取扱い図

今回の調査では、計14本のトレンチを設定した。土層は全てのトレンチでおおむね共通しており、耕作土・床土の下には地山と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂（4層）が堆積する。また、半数のトレンチでは床土直下に少量の陶磁器細片・ガラス片を含む灰黄褐色シルト混じり細粒砂～中粒砂（3層）が認められる。周辺住民によるほ場区画整理の記憶から、ほ場整備時の造成土と理解した。

遺構は4層上面で自然流路1、溝8、土坑1、柱穴2を検出した。このうち3・5・13・14トレンチの溝2、土坑1、柱穴2は、いずれも深さ2～10cm程度と浅く、上部が削平され消失したものと考えられる。埋土中より遺物は出土せず、遺構の時期は不明である。そのほかの溝6条は、最終埋没の埋土が花崗土もしくは3層と同質の造成土であることから、ほ場整備で埋め戻された現代の用排水路と理解した。

・B地区

竿川に近接する低地であり、隣接地の耕作者によれば、竿川の改修以前は毎年のように洪水で浸水し、水はけも悪く常にぬかるんだ状態であったという。今回の調査では、切土範囲に3本のトレンチを設定した。

土層は3か所ともに共通しており、現代耕作土、床土の下には灰黄褐色・黒褐色のシルト（13～15層）が堆積し、湧水が認められる。一定期間、湿地状であったものと考えられる。シルトの下には、地山と考えられるシルト混じり細粒砂（16層）が認められる。遺構は検出されず、遺物の出土もなかった。



写真 25 1 トレンチ（南から）



写真 26 15 トレンチ（北から）



写真 27 19 トレンチ（北から）



写真 28 19 トレンチ土層

・ C 地区

調査地北西側からのびる台地の南側縁辺部である。A 地区東端、B 地区北端の水田との間には、2～4 mほどの比高差があり、その崖下を白池川が台地縁辺に沿って流れる。調査地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しないものの、同じ台地上の北西 500～800m地点には、小山城跡・政本遺跡などの包蔵地が点在する。

今回の調査では、切土範囲に2本のトレンチを設定した。土層は両トレンチで共通しており、現代耕作土の直下でにぶい黄橙色シルト混じり細粒砂（22層）の地山となる。遺構・遺物は認められなかった。

（まとめ）

調査の結果、中世以前と特定できる遺構・遺物は認められなかった。時期不明の遺構はわずかに検出したが、いずれも遺構上部は大きく削られており、その分布も希薄である。

よって、図 28 に示す今回の協議範囲内における本事業に伴う掘削については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護措置は不要である。

第6章 旧公団（西日本高速道路株式会社）事業予定地内の調査

（1）はじめに

県内の高速道路である高松自動車道については日本道路公団が施工・管理していたが、日本道路公団が平成17年に民営化して、香川県を管轄する西日本高速道路株式会社四国支社（NEXCO西日本）となった後も、引き続き県教委が埋蔵文化財の保護に係る協議を担当している。令和4年度は1事業について、試掘調査を実施した。

（2）調査の概要

高松自動車道観音寺スマートインターチェンジ建設

（対象地の状況）

調査地は三豊平野中央部の観音寺市古川町に位置する。調査地の北約500mを一の谷川が東西に流れ、調査地の西側には鶴沢池が所在する。南側には東西方向に洪積台地が伸び、調査地と台地上との比高差は7～10mほどを測る。

台地崖下の一带は昭和58～59年度には場区画整理が行われており、現在は南北方向に長い長方形の水田が整然と並ぶが、近隣住民によれば、区画整理以前は不定形の小規模な水田が密集し、用排水路が蛇行しながら北西方向へ流れていたという。

調査地の周辺には、複数の埋蔵文化財包蔵地が点在する。北東側の現高松自動車道下には弥生時代・古代・近世の集落遺跡である一の谷遺跡群が、南側の台地上には古墳時代から中世の集落遺跡である谷間が原遺跡・石田遺跡が所在する。また、鶴沢池の対岸には、大正12年に銅鐸が出土したと伝わる古川遺跡がある。

（調査の結果）

今回の調査は、観音寺スマートインター建設予定地のうち本線西側ランプと側道、工事に伴うストックヤード部分を対象とし、計10か所のトレンチを設定した。

1～5トレンチは、対象地内北東側の水田・畑地に設定した。土層は全トレンチでおおむね共通しており、現代耕作土・床土の下には旧耕作土と考えられる灰～黄褐色系のシルト混じり細粒砂が堆積し、その下には灰黄褐色・黒褐色のシルト～粘土が認められ、地山と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂に至る。5トレンチでは、床土直下には場整備時の造成土が厚く堆積し、この造成土直下で地山と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂（10層）が認められる。10層より上位の土層は、ほ場整備時に削られ消失したものとみられる。他トレンチと比べて10層上面の検出深度も浅く、ほ場整備前の旧地



図29 調査地位置図

国土地理院地形図 1/25,000 観音寺の一部に加筆

表 12 観音寺スマートインターチェンジトレンチ一覧

番号	規模 (m) 幅×長さ	面積 (㎡)	遺構	遺物	所見
1	1.2×21.7	26.04	自然流路1	なし	現代耕作土・造成土の下には、旧耕作土と考えられる褐灰色～灰黄褐色シルト混じり細粒砂が2～3層堆積する(2～4層)。その下には灰黄褐色シルト(5・6層)が堆積するが、遺構・遺物は認められない。 トレンチ南端では、その下で地山と考えられる灰黄褐色シルト混じり細粒砂(10層)が認められる。10層は東に向かって緩やかに下がり、その傾斜を埋めるように木片を含むシルト・細粒砂・中粒砂が堆積しており、自然流路と考えられる。出土遺物はなく、時期は不明である。
2	1.2×18.0	21.6	自然流路1 溝1	なし	トレンチ南半では、現代耕作土・造成土の下に、旧耕作土と考えられる2層、灰黄褐色～黄褐色のシルト(5・9層)が順に堆積し、10層に至る。造成土直下で東西方向の溝1条を検出したが、現代の遺構と考えられる。 トレンチ北半では、1トレンチから続く自然流路が認められる。
3	1.2×19.8	23.76	自然流路1	なし	造成土・旧耕作土の下に、灰黄褐色・黒褐色のシルト(6・8・9層)が堆積するが、いずれにも遺構は認められない。 その下には、トレンチ内のはほぼ全域で自然流路と考えられる褐灰色中粒砂～粗砂、黒褐色シルトが堆積し、炭化した木片と激しい湧水が認められる。
4	1.2×9.5	11.4	なし	なし	造成土・旧耕作土の下には、3トレンチ同様に黒褐色シルト(8層)、にぶい黄褐色シルト(9層)が認められるが、遺構は確認できない。 9層直下には、1・2トレンチで10層の下で確認した12層が堆積する。
5	1.2×18.5	22.2	自然流路1 溝1	なし	造成土が50cmほど堆積し、その直下で10層となる。昭和50年代の圃場整備で、10層以上が削平されたものと考えられる。 10層上面で1・2・3トレンチから続く自然流路1条、時期不明の溝1条を検出した。
6	1.2×14.1	16.92	溝2	なし	造成土・旧耕作土の下には、黒褐色シルト(8層)、にぶい黄褐色シルト(9層)が認められ、地山と考えられる10層に至る。8層上面で溝(SD03)を検出したが遺物はなく、時期は不明である。
7	1.2×17.0	20.4	溝3	土器細片	床土・旧耕作土の下に黒褐色シルト(8層)、にぶい黄褐色シルト(9層)が堆積し、地山と考えられる10層に至る。 溝3条を検出したが、いずれも花崗土で埋め戻され、一部にビニール片を含むことから、現代の遺構と考えられる。
8	1.2×18.2	21.84	自然流路1	なし	床土・旧耕作土の下に、黒褐色シルト(8層)、にぶい黄褐色シルト(9層)、灰黄褐色シルト混じり細粒砂(10層)の順に堆積する。 トレンチ西半では、西に向かって8層が徐々に厚くなり、トレンチ西端で10層が途切れる。トレンチ西側に自然流路が流れるものと考えられる。
9	1.2×9.3	11.16	なし	なし	他トレンチと同様に、床土・旧耕作土の下に、黒褐色シルト(8層)、にぶい黄褐色シルト(9層)、灰黄褐色シルト混じり細粒砂(10層)の順に堆積する。 遺構・遺物は認められなかった。
10	1.2×21.8	26.16	自然流路1 溝2	なし	トレンチ北半では、床土・旧耕作土の下に、黒褐色シルト(8層)、にぶい黄褐色シルト(9層)が堆積し、灰黄褐色シルト混じり細粒砂(10層)に至る。9層上面で溝2条を検出したが、いずれも埋土に造成土を含み、現代の水路と考えられる。 トレンチ南半では、8トレンチ同様に8層が西に向かって徐々に熟くなり、8層直下にグライ化した灰黄褐色シルト混じり細粒砂(34層)・褐灰色中粒砂～粗粒砂が現れる。自然流路と考えられる。

形は、南に向かって緩やかに上がる地形であったと考えられる。

遺構は5トレンチで幅約80cmの東西方向の溝を1条検出した。埋土中に遺物は含まず、検出面より上位の土層は造成で破壊されているため、遺構の時期は不明である。また、2トレンチで幅60cm前後の溝を検出したが、造成土直下から掘り込まれており埋土に花崗土を含むことから、ほ場整備に伴って埋められた近代・現代の水路と理解した。

そのほか、1・2・3・5トレンチで、自然流路を検出した。調査地内で緩やかにカーブしながら、東から北へ向かって流れる。トレンチ内で右岸を検出できず正確な幅は不明だが、幅15mを超えるものと推定できる。流路内にはシルト・中粒砂～粗粒砂が堆積しており、激しい湧水とグライ化が認められる。指先大の木片を含むが加工痕は認められず、そのほかの遺物の出土もなかった。湧水により一部トレンチの壁面が崩落したため、深さ1～1.2mで掘削を停止した。

6～10トレンチは、対象地南西側の水田に設定した。土層は1～5トレンチと共通しており、現代耕作土・床土の下に灰～黄褐色系のシルト混じり細粒砂、灰黄褐色・黒褐色のシルト～粘土、灰黄褐色

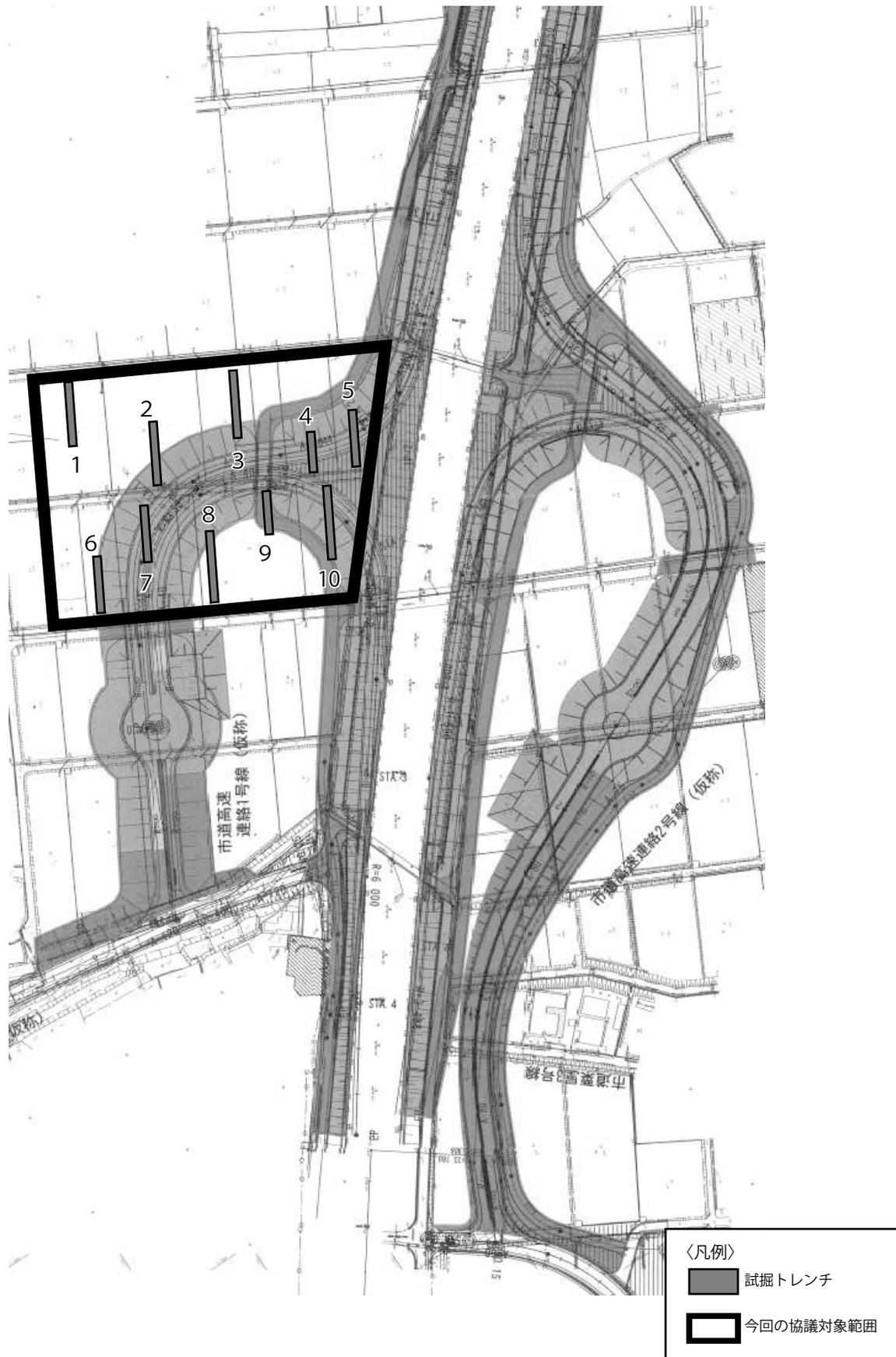


図 30 観音寺スマートインターチェンジトレンチ配置図

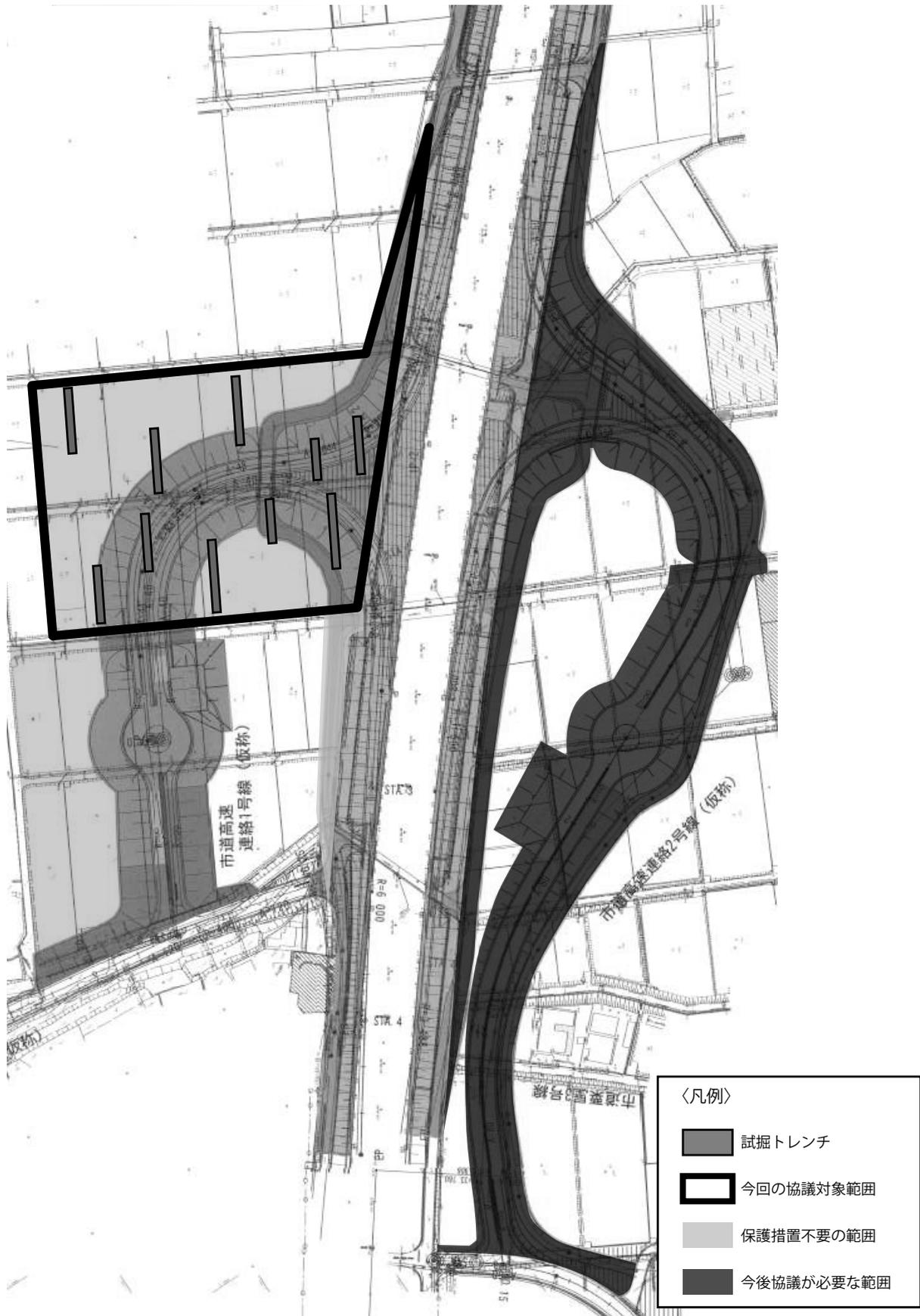


図 31 観音寺スマートインターチェンジ取扱い図

シルト混じり細粒砂の順に堆積する。

遺構は、6・7・10トレンチで溝7条（SD03～SD09）を検出した。このうちSD03は旧耕作土直下の黒色シルト（8層）上面で検出できるが、埋土中に遺物を含まず、時期は不明である。そのほかのSD04～SD09は造成土直下から掘り込まれ埋土に花崗土・ビニール袋などを含むことから、昭和50年代のほ場整備に伴って埋められた近代～現代の水路と考えられる。

そのほか、8・10トレンチでは、西に向かい8層が徐々に厚くなり、その直下にシルト混じり細粒砂（34・35層）が確認できる。令和3年度に行った南西側隣接地の試掘調査でも地山が北東に向かって下がることを確認しており、対象地の南西端部を自然流路が流れていたと考えられる。埋土中から遺物は出土せず、1～5トレンチで検出した自然流路との前後関係も不明である。

遺物は7トレンチの床土中で指先大の土器細片を確認したが、劣化が著しく、時期の特定はできなかった。

（まとめ）

今回の調査では、いずれのトレンチでも中世以前の遺構は認められなかった。近代以前の可能性のある溝は2条検出したものの詳細な時期は不明であり、その分布も希薄である。また、時期を比定できる遺物は出土しなかった。

以上から、図31に示す範囲については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の保護措置は不要である。



写真29 1トレンチ（南から）



写真30 1トレンチ北端部土層



写真31 3トレンチ（北から）

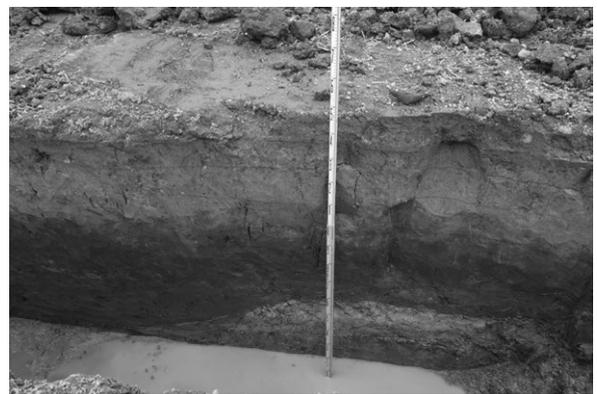


写真32 3トレンチ土層

報告書抄録

ふりがな	まいぞうぶんかざいしくつちょうさほうこく35
書名	埋蔵文化財試掘調査報告35
副書名	令和4年度 香川県内遺跡発掘調査
編著者名	香川県埋蔵文化財センター
所在地	〒762-0024 香川県坂出市府中町字南谷5001-4 電話 0877-48-2191
発行機関名	香川県教育委員会
発行年月日	令和5（2023）年11月30日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号	(世界測地系)				
小砂大木遺跡	東かがわ市小砂	372072		34° 15' 33"	134° 17' 35"	2022.5.19～5.25	114.6	国道11号大内白鳥バイパス建設（4工区）
大木南遺跡	東かがわ市小砂	372072		34° 15' 29"	134° 17' 35"	2022.11.21～11.24	16.2	国道11号大内白鳥バイパス建設（4工区）
岡田東下土居遺跡	丸亀市綾歌町岡田東	372021		34° 13' 53"	133° 51' 24"	2022.6.1～6.2	56.1	国道438号道路整備事業（綾歌工区）

埋蔵文化財試掘調査報告 35
令和4年度 香川県内遺跡発掘調査
令和5年11月

発行 香川県教育委員会
編集 香川県埋蔵文化財センター
住所 香川県坂出市府中町南谷 5001-4
電話 0877-48-2191
印刷 株式会社 成光社